

加古川市
子ども・子育て支援事業計画（素案）

加古川市

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	1
2. 子ども・子育て支援新制度の概要	2
3. 計画の位置づけ	9
4. 計画の期間	9

第2章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念及び基本目標の設定にあたっての基本的な考え方	10
2. 基本理念	11
3. 基本目標	12
4. 加古川市子ども・子育て支援事業計画体系図	13

第3章 事業計画

1. 教育・保育提供区域の設定	14
2. 「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」における今後の量の見込みの推計方法	17
3. 「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の「確保方策」の設定にあたっての基本的な考え方	18
4. 各年度における「教育・保育」の「量の見込み」と「確保方策」	19
5. 各年度における「地域子ども・子育て支援事業」の「量の見込み」と「確保方策」	27
6. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保	49
7. 産後休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	51
8. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する兵庫県が行う施策との連携	52
9. 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携	61

第4章 計画の推進に向けて

1. 計画及び子ども・子育て支援施策の推進体制の充実	63
2. 計画の達成状況や点検・評価	63
3. 計画の見直しについて	63

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

我が国における急速な少子化の進行や、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化など、子ども・子育て家庭及び地域を取り巻く環境が大きく変化する中で、国では、少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進するため、平成15年に「少子化社会対策基本法」及び「次世代育成支援対策推進法」が成立し、社会全体、地域全体で子育て家庭を支援する取り組みを推進してきました。

本市においても、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、「安心して子どもを生み、子育てに喜びを実感でき、子どもがすこやかに育つまち 加古川」の実現に向け、平成17年3月に「加古川市次世代育成支援行動計画」を、平成22年3月に「加古川市次世代育成支援後期行動計画」を策定し、子育て支援に関する施策を総合的に推進してきたところです。

このような中で、本市における合計特殊出生率は、平成17年では1.24と過去最低であったのが、平成22年には1.50まで回復するなど、これまでの取り組みに対する一定の成果が表れておりますが、現状の人口を維持できる水準である2.08を依然として下回っており、少子化の傾向は進行している状況と言わざるを得ません。

また、少子化の進行に伴う超高齢社会の到来や、厳しい経済状況が長く続く中で、女性の社会進出や積極的登用などにより、共働き家庭はますます増加している一方で、男性の長時間労働の割合は依然として高い水準を維持しており、仕事と子育ての両立を支援する環境の早急な整備が求められています。

こうした中で、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、社会全体で子ども・子育て支援を総合的に推進し、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会を実現することを目的として、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」を含む「子ども・子育て関連3法」が制定され、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」が本格スタートします。

本計画は、子ども・子育て関連3法に基づく子ども・子育て支援新制度の下で、本市における子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定するものです。

2. 子ども・子育て支援新制度の概要

子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」といいます。）とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法※」に基づき、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会を実現することを目的とした制度のことです。平成27年4月から全国の市町村で本格スタートします。

※子ども・子育て関連3法

- ①子ども・子育て支援法
- ②就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）の一部改正法
- ③子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

（1）新制度の内容

新制度では、各市町村が実施主体となり、地域の子育て家庭の状況や、幼児期の学校教育・保育（以下「教育・保育」といいます。）及び地域子ども・子育て支援事業の利用ニーズを把握し、地域の実情に応じた子育て支援を計画的に行うこととなります。

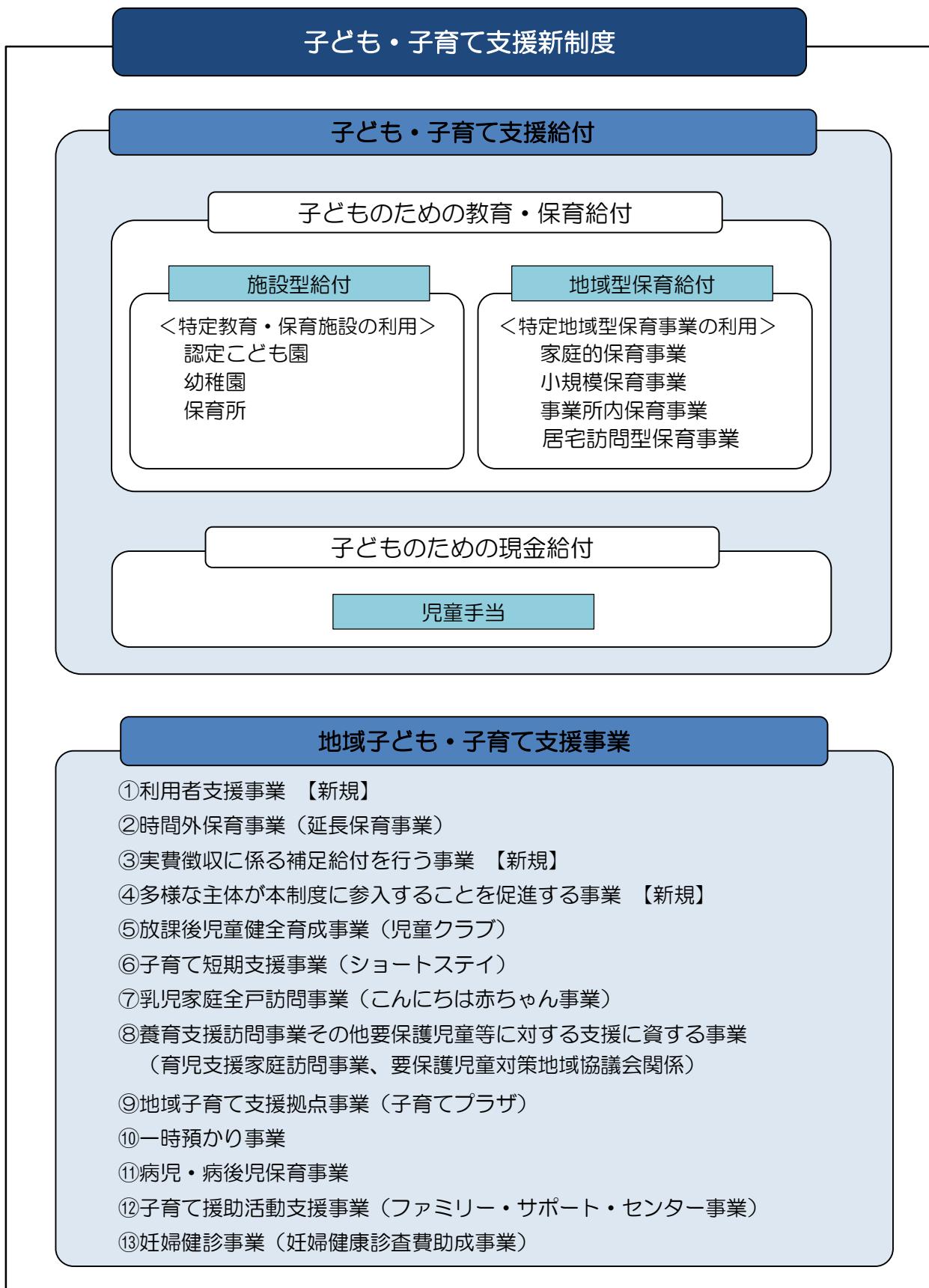
また、市町村には、計画的に取り組みを進めるため、新制度の開始から5年間を1期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられ、「質の高い教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域子ども・子育て支援事業の充実」に向けて、必要な施策を着実に展開していくことが求められています。

新制度の内容

- ①質の高い教育・保育の総合的な提供
 - ・親の就労の状況にかかわらず、質の高い教育・保育を受けられる環境の整備
 - ・認定こども園の普及促進 など
- ②保育の量的拡大・確保
 - ・待機児童の解消に向けた計画的な整備
 - ・地域型保育（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）の創設
 - ・多様な保育ニーズへの対応 など
- ③地域子ども・子育て支援事業の充実
 - ・地域のニーズに応じた多様な子育て支援の充実
 - ・利用者支援事業等の創設
 - ・放課後児童健全育成事業（児童クラブ）等、既存事業の充実 など

(2) 新制度の全体像

新制度では、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」で構成される子ども・子育て支援サービスを提供します。



(3) 「教育・保育施設」と「地域型保育事業」

①教育・保育施設

県の設置認可を受けた認定こども園、幼稚園、保育所

教育・保育施設の類型と利用対象

教育・保育施設	利用対象		認可権限
認定こども園	幼稚園機能	保育を必要としない3~5歳児	県
	保育所機能	保育を必要とする0~5歳児	
幼稚園	保育を必要としない3~5歳児		
保育所	保育を必要とする0~5歳児		

②地域型保育事業

新制度に伴い新たに創設された、少人数の単位で子どもを保育する事業

市が定める認可基準を満たした上で、市から事業認可を受け実施

市が定める認可基準

「加古川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」

「加古川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める規則」

地域型保育事業の類型等

地域型保育事業の類型	事業規模	利用対象	認可権限
家庭的保育事業	1~5人	保育を必要とする0~2歳児	市
小規模保育事業	6~19人		
事業所内保育事業	(従業員の子ども以外) 1~20人		
居宅訪問型保育事業	1人		

(4) 「特定教育・保育施設」と「特定地域型保育事業」

①「特定教育・保育施設」及び「特定地域型保育事業」とは

教育・保育施設及び地域型保育事業のうち、子ども・子育て支援法に基づく公的な財政支援（施設型給付・地域型保育給付）の対象となる「教育」や「保育」を提供する施設又は事業者であるかどうかの「確認」を市から受けた施設・事業。

市から「確認」を受けた「特定教育・保育施設」及び「特定地域型保育事業」は、「施設型給付」及び「地域型保育給付」の対象施設・事業者として、市が定めた基準に基づき、質の高い教育・保育を提供することとなります。

市が定める「確認」の基準

「加古川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」
「加古川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める規則」

②教育・保育施設及び地域型保育事業の認可・確認の関係

新制度では、教育・保育施設の認可については従来通り県が、地域型保育事業については市が行いますが、確認は全て市町村が行うこととなります。

教育・保育施設及び地域型保育事業の認可・確認の関係

施設及び事業の類型	認可権限	確認権限
教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所)	県	市
地域型保育事業 (家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育)	市	市

(5) 「子どものための教育・保育給付（施設型給付、地域型保育給付）」

新制度の施行に伴い新たに創設された給付制度で、子どもの保護者が「特定教育・保育施設」や「特定地域型保育事業者」の「教育・保育」を利用した際に、「施設型給付費」または「地域型保育給付費」を受けることができます。

ただし、給付費が確実に教育・保育に要する費用に充てられるよう、実際には保護者に代わって施設・事業者が受領する仕組みとなります（法定代理受領）。

子どものための教育・保育給付と対象施設・事業及び対象児童の関係

給付費の種類	対象施設・事業	対象
施設型給付費	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所*)	保育を必要としない3~5歳児 保育を必要とする0~5歳児
地域型保育給付費	特定地域型保育事業 (家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育)	保育を必要とする0~2歳児

*私立保育所は当面の間、施設型給付の適用除外となり、従来通りの財政支援を行います。

⇒利用者は市と契約し、私立保育所には、市から運営費（委託費）を支払います。

(6) 支給認定

子どもの保護者が、「特定教育・保育施設」や「特定地域型保育事業者」の「教育・保育」を利用し、「施設型給付」及び「地域型保育給付」の給付を受けるには、利用する児童ごとに、市町村から「支給認定（保育の必要性の認定）」を受ける必要があります。

支給認定の区分

支給認定区分		認定要件	利用先
1号認定	教育標準時間認定	満3歳以上	認定こども園 幼稚園
2号認定	保育認定 (標準時間・短時間)	満3歳以上 保育の必要性の事由に該当	認定こども園 保育所
3号認定	保育認定 (標準時間・短時間)	満3歳未満 保育の必要性の事由に該当	認定こども園 保育所、地域型保育

(7) 保育の必要性の認定

支給認定のうち、2号及び3号の認定を受けるには、保育の必要性の事由に該当することが必要となります（保育の必要性の認定）。

また、認定にあたっては、保育を必要とする事由や時間等に応じて、市が「保育標準時間」か「保育短時間」のいずれかの設定を行うこととなります。

保育の必要性の事由及び保育の必要量（標準時間・短時間）

保育の必要性の事由	<ul style="list-style-type: none">①就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間など、基本的にすべての就労を含む）②妊娠・出産③保護者の疾病、負傷、障がい④同居又は長期入院等している親族の常時介護・看護⑤災害復旧⑥継続的な求職活動⑦就学⑧虐待やDVのおそれがあること⑨育児休業取得中に、既に保育を必要としている子どもがいて継続利用が必要であること⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合
保育の必要量	<ul style="list-style-type: none">①保育標準時間 フルタイム就労を想定した利用時間（最長11時間） (例：1ヶ月あたり概ね120時間以上の就労)②保育短時間 パートタイム就労を想定した利用時間（最長8時間） (例：1ヶ月あたり48時間以上120時間未満の就労)

(8) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業とは、子ども・子育て支援法第59条の規定により、各市町村が地域の実情やニーズに応じて行うものとされた13事業のことで、アンケート調査等の結果により算出した「量の見込み（利用に関するニーズ量）」に対して、市は必要な提供体制を計画的に整備することが求められています。

地域子ども・子育て支援事業一覧

対象事業	事業内容
利用者支援事業	<p>【新規事業】</p> <p>新制度の実施に伴い、保護者が多様化する子ども・子育て支援事業から適切な選択ができるよう、わかりやすい情報提供や利用にあたっての支援を行う事業</p>
時間外保育事業	<p>【既存事業】延長保育補助事業</p> <p>保育の必要性の認定を受けた子どもが、通常の利用日や時間帯以外の日や時間において時間外保育を受けたものに対して助成を行う事業</p>

対象事業	事業内容
実費徴収に係る 補足給付を行う 事業	<p>【新規事業】</p> <p>支給認定を受けた子どもが教育・保育を受ける際に、教育・保育施設等に支払う日用品や文房具、その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用や、行事への参加に要する費用等に対して、その世帯の所得状況に応じて助成を行う事業</p>
多様な主体が本 制度に参入する ことを促進する 事業	<p>【新規事業】</p> <p>特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他多様な事業者の能力を活用した施設設置及び運営を促進するための取り組みを行う事業</p>
放課後児童健全 育成事業	<p>【既存事業】児童クラブ</p> <p>保護者が就労などの理由で扈間家庭にいない児童（小学生）に対して、放課後に小学校の空き教室や敷地内のプレハブ専用教室などを活用して適切な遊びや生活の場を与え、その保護と健全な育成を図る事業</p> <p>児童福祉法の改正により、これまで3年生までが対象であったのが、地域のニーズに応じて6年生まで対象となりました</p>
子育て短期支援 事業	<p>【既存事業】子育て家庭ショートステイ事業</p> <p>保護者の疾病等の理由で家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童を、児童養護施設等で必要な保護を行う事業</p>
乳児家庭全戸訪 問事業	<p>【既存事業】母子訪問指導事業（こんにちは赤ちゃん事業）</p> <p>市内の全ての乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業</p>
養育支援訪問事 業その他要保護 児童等に対する 支援に資する事 業	<p>【既存事業】育児支援家庭訪問事業、要保護児童相談事業</p> <p>乳児家庭全戸訪問事業の実施などにより把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童や、保護者に監護させることが不適当であると認められる家庭、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、保健師の訪問による養育に関する相談、指導、助言や、子育てヘルパーの派遣による家事・育児等の援助を行う事業</p>
地域子育て支援 拠点事業	<p>【既存事業】加古川駅南・東加古川子育てプラザ</p> <p>乳幼児とその保護者が気軽に交流できる場所を開設し、子育てについての相談や情報提供、助言等を行う事業</p>
一時預かり事業	<p>【既存事業】一時預かり補助事業</p> <p>保護者の急な用事や短期のパートタイム就労などの理由により、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を保育所等で一時に預かる事業</p> <p>新制度では、幼稚園での在園児を対象とした預かり保育も当該事業として位置づけられました</p>

対象事業	事業内容
病児・病後児保育事業	【既存事業】病児・病後児保育補助事業 病気や病後の乳幼児を、家庭で保育できない場合に、保育所や認定こども園、病院等の施設において保育を行う事業
子育て援助活動支援事業	【既存事業】ファミリー・サポート・センター運営事業 「子育ての援助を受けたい人（依頼会員）」と「子育てを援助したい人（提供会員）」を登録し、地域の中で行われる育児援助のボランティア活動をサポートする事業
妊婦健診事業	【既存事業】妊婦健康診査費助成事業 妊婦やお腹の赤ちゃんの健康を守り、安心して出産を迎えることができるよう、妊婦健康診査にかかる費用の一部を助成する事業 (母子健康手帳交付時に助成券14枚を交付)

(9) 地方版子ども・子育て会議

新制度では、各市町村において計画の策定や子育て支援事業の実施、計画の達成状況の点検・評価等が行われるのにあたり、これらが地域の実情やニーズを踏まえ実施されることを担保するため、各市町村では、子どもの保護者、事業主・労働者の代表者、子育て支援事業の従事者、学識経験者等で構成する「地方版子ども・子育て会議」を設置するよう努めることとされ、子育て当事者や子育て支援関係者の意見が反映されるような仕組みづくりが行われています。

このため、本市においても、平成25年11月に「加古川市子ども・子育て会議」を設置し、委員からいただいた様々なご意見を反映させながら、今後の子ども・子育て支援のあり方を検討しています。

加古川市子ども・子育て会議の委員構成

区分	構成員
子どもの保護者	〇歳から小学生の子どもの保護者から公募により選出
事業主を代表する者	私立幼稚園及び私立認可保育所の代表者
労働者を代表する者	労働者団体の代表者
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	子育て支援事業を実施する関係団体の従事者
子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者	大学教授、小学校長
関係行政機関の職員	公立幼稚園及び公立保育所の所管部局代表者
その他市長が必要と認める者	民生児童委員及びP.T.Aの代表者

3. 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、同法の基本理念及び子ども・子育て支援の意義を踏まえ、策定するものです。

(2) 関連計画との整合

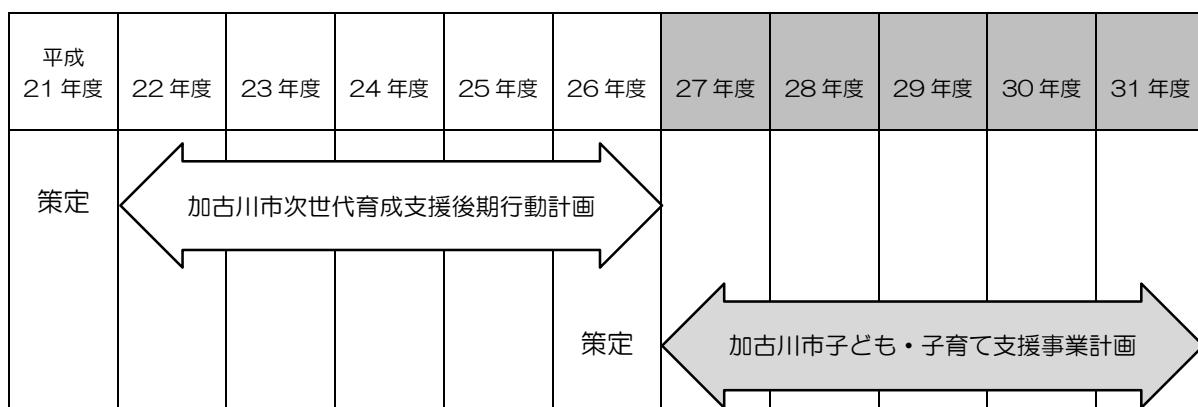
本計画は、本市の最上位計画である「加古川市総合計画」をはじめ、「加古川市地域福祉計画」、「加古川市母子家庭等自立促進計画」、「加古川市男女共同参画行動計画」、「加古川市障害者福祉長期計画」など、相互に関連する他の計画と整合性を図ります。

(3) 計画の対象

新制度では、地域及び社会全体が全ての子どもの健やかな成長を保障するという目的を共有し、各々の役割を果たすことが必要であるとの観点から、本計画の対象は、子ども、子育て家庭、地域住民、各種団体、学校、企業、行政等、地域社会を構成する全ての個人及び団体とします。

4. 計画の期間

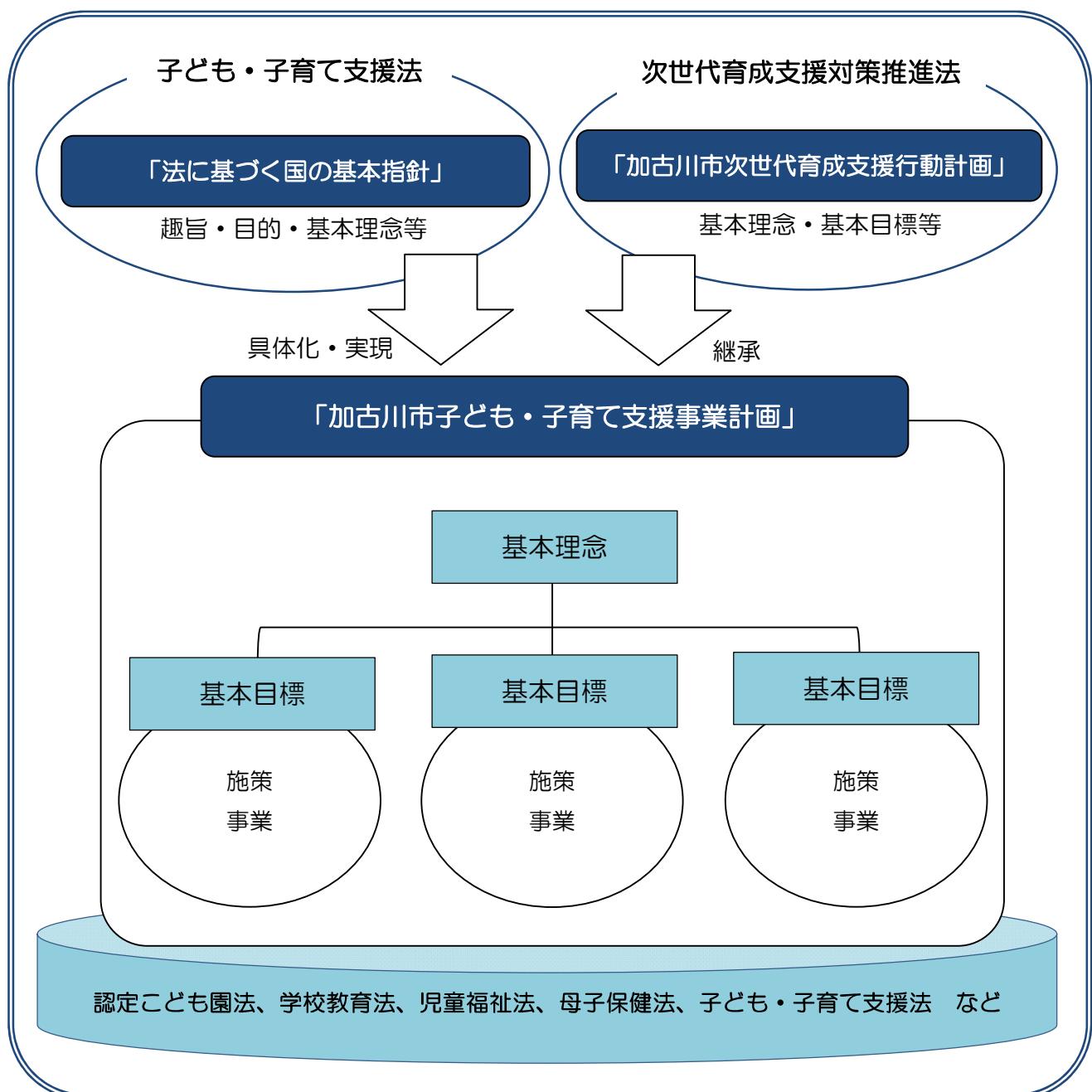
本計画の期間は、新制度がスタートする平成27年度を初年度として、平成31年度までの5年間の計画とします。



第2章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念及び基本目標の設定にあたっての基本的な考え方

本市では、これまでの子育て支援施策の展開にあたって、その方向性を定めていた「加古川市次世代育成支援行動計画」の基本理念や基本目標を継承しつつ、子ども・子育て支援法で規定される基本理念や、同法に基づく「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「国基本指針」といいます。）」で掲げられている新制度の趣旨・目的などを具体化し、実現していくことを踏まえ、「加古川市子ども・子育て支援事業計画」の基本理念や基本目標を設定しています。



2. 基本理念

基本理念

子育てをみんなで支えあい、子どもが健やかに成長することができるまち加古川

～子育てするなら加古川市といわれるまちをめざして～

「子ども・子育て支援法」や「国基本指針」では、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目的として、子ども・子育て支援が、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならないとされています。

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人一人の子どもやその保護者の幸せにつながることはもとより、将来の社会の担い手を育成することの基礎をなす重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。

このことを踏まえ、本市では、「誰もがこのまちで子育てをしたい」、「子どもを育てるなら加古川市に住みたい」と思っていただけるようなまちづくりを目指し、行政として地域のニーズに応じた子ども・子育て支援を質・量ともに充実させる取り組みを進めるとともに、家庭、学校、地域、職域、その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が協働して子育てを支えあい、未来を担うかけがえのない存在である子どもの健やかな成長を見守りはぐくんでいく社会を実現するため、本計画の基本理念を「子育てをみんなで支えあい、子どもが健やかに成長することができるまち加古川」とします。

3. 基本目標

「子育てをみんなで支えあい、子どもが健やかに成長することができるまち加古川」の実現に向け、本市では、子育て支援を行う上で重要な3つの視点から次のとおり基本目標を設定し、事業計画を進めます。

基本目標（1）

【親・保護者の視点】

安心して子どもを生み、子どもや子育てに喜びや生きがいを実感できるまちづくり

子育てにおいて、子どもの保護者自身が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合え、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができることは、より良い親子関係を形成し、ひいては子どものより良い育ちや健やかな成長を実現するものであることから、基本目標（1）を「親・保護者の視点」に基づく「安心して子どもを生み、子どもや子育てに喜びや生きがいを実感できるまちづくり」と設定します。

この「親・保護者の視点」に立ち、子育てに対する不安や孤立感を和らげるための相談体制の充実や、親同士が気軽に交流できる場の充実、安心して子どもを預けられる環境の整備などに取り組んでいきます。

基本目標（2）

【子どもの視点】

子どもが心身ともに健やかに育つまちづくり

子育て支援においては、「子どもの最善の利益」が実現されるよう、子どもの視点に立って教育・保育や子育て支援事業を実施することが重要であり、その内容や水準が良質かつ適切なものであることが求められることから、基本目標（2）を「子どもの視点」に基づく「子どもが心身ともに健やかに育つまちづくり」と設定します。

子どもの発達は、乳児期、幼児期、そして学齢期へと、連續性を有するものであるとともに、個人差が大きいものであることから、「子どもの視点」に立ち、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、一人一人の発達に応じた質の高い教育・保育の提供や子育て支援の充実に取り組んでいきます。

基本目標（3）

【支えあいの視点】

社会全体で子育てを支えるまちづくり

子どもが健やかに成長することのできる社会の実現には、親・保護者といった家庭のみならず、行政や学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野の人が、それぞれの役割を果たし、相互に協力して子育てを支えていくことが重要であることから、基本目標（3）を「支えあいの視点」に基づく「社会全体で子育てを支えるまちづくり」と設定します。

この「支えあいの視点」に立ち、次代の親となる学生や、多くの知恵を有するシニアの方々をはじめとする地域の子育てボランティアの発掘・育成や、地域の相互協力の中で行う子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）などの充実を図るとともに、雇用環境の整備等について事業主が策定する一般事業主行動計画の周知・啓発など、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進にも取り組んでいきます。

4. 加古川市子ども・子育て支援事業計画体系図

基本理念

子育てをみんなで支えあい、子どもが健やかに成長することができるまち加古川
～子育てるなら加古川市といわれるまちをめざして～



基本理念の実現に向けた3つの視点に基づく基本目標の設定

基本目標（1）

【親、保護者の視点】

安心して子どもを生み、子どもや子育てに喜びや生きがいを実感できるまちづくり

基本目標（2）

【子どもの視点】

子どもが心身ともに健やかに育つまちづくり

基本目標（3）

【支え合いの視点】

社会全体で子育てを支えるまちづくり



3つの視点に基づく基本目標の達成に向けた事業の実施

⇒教育・保育提供区域ごとの「量」と「質」の確保

教育・保育事業

○教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）

○地域型保育事業（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）

地域子ども・子育て支援事業

○利用者支援事業

○時間外保育事業（延長保育事業）

○実費徴収に係る補足給付を行う事業

○多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

○放課後児童健全育成事業（児童クラブ）

○子育て短期支援事業（ショートステイ）

○乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

○養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

○地域子育て支援拠点事業（子育てプラザ）

○一時預かり事業

○病児・病後児保育事業

○子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

○妊婦健診事業（妊婦健康診査費助成事業）

その他の取り組み（任意記載事項等）

○産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

○子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する兵庫県が行う施策との連携
(児童虐待防止対策、ひとり親家庭の自立支援、障がい児施策の充実)

○労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携（ワーク・ライフ・バランス）など

第3章 事業計画

1. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条第2項の規定により、市町村では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案した「教育・保育提供区域」を設定し、区域ごとに、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業における量の見込みや提供体制の確保方策等を定めることとされています。

また、国基本指針では、教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となります。その事業展開や利用状況が異なる場合においては、地域の実態に応じて、区分または事業ごとに設定することができるものとされています。

これらを踏まえ、本市の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する教育・保育提供区域は、次のとおり定めることとします。

(1) 教育・保育に関する教育・保育提供区域

本市では、地理的条件として、市域を縦断し、日常生活において大きな影響を与える加古川があります。また、子どもの人口推移をみると、増加傾向にある地域と、減少傾向にある地域があり、地域によってその状況は大きく異なっています。

これらを総合的に勘案し、本市の教育・保育に関する教育・保育提供区域を次のとおり3区域で設定します。

教育・保育に関する教育・保育提供区域

区域	区域に含まれる小学校区
A	加古川、鳩里、氷丘、氷丘南、若宮、尾上、浜の宮、別府、別府西、平岡、平岡東、平岡南、平岡北、野口、野口南、野口北
B	神野、陵北、八幡
C	川西、東神吉、東神吉南、西神吉、志方、志方東、志方西、平荘、上荘

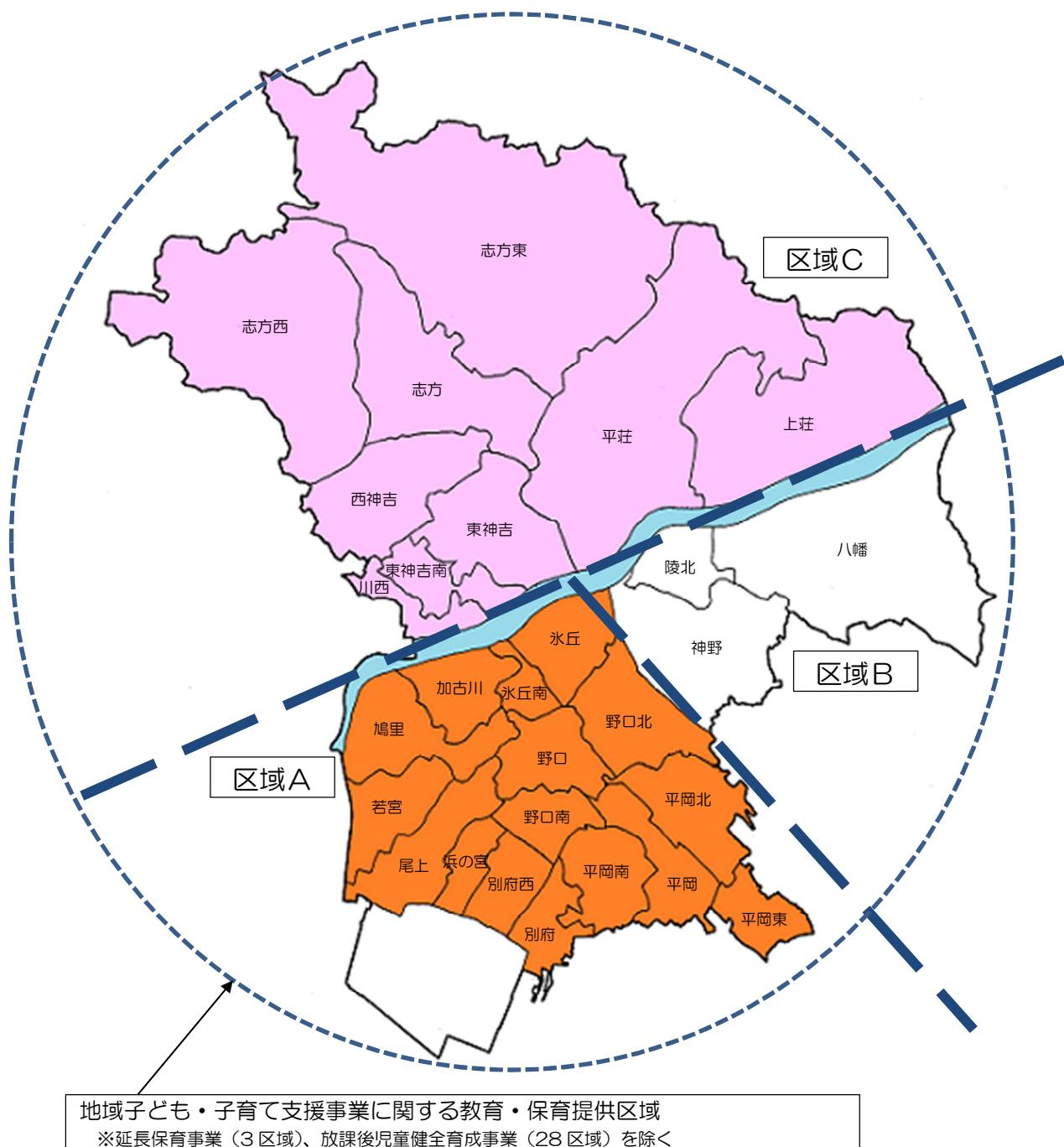
(2) 地域子ども・子育て支援事業に関する教育・保育提供区域

本市においては、既存の地域子ども・子育て支援事業の多くが、市全域で事業展開し、広域での利用が行われていることから、市全域を1つの区域として設定することを基本とし、事業展開の異なる事業については、個別で適切な区域を設定します。

地域子ども・子育て支援事業に関する教育・保育提供区域

事業名	区域	設定にあたっての理由・考え方
利用者支援事業 実費徴収補助事業 新規参入促進事業	1 区域 (市全域)	新制度において新たに創設される3事業は、市域を細分化して実施する事業ではないため、市域を1つの区域として設定する。
時間外保育事業 (延長保育事業)	3 区域	教育・保育施設の在園児が対象であり、教育・保育の提供と合わせて検討する必要があることから、教育・保育の3区域と合わせた設定とする。
放課後児童健全育成事業 (児童クラブ)	28 区域 (小学校区)	各児童クラブの利用は、各小学校の在校児童が対象となるため、28 小学校区を区域の単位として設定する。
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	1 区域 (市全域)	利用できる児童養護施設等が市内各地に存在するわけではなく、本庁への申込みを通じて、広域での利用がなされていることから、市全域を1つの区域として設定する。
乳児家庭全戸訪問事業 (こにちは赤ちゃん事業)	1 区域 (市全域)	対象者に対する訪問は、本庁から市域全体で実施しているものであることから、市全域を1つの区域として設定する。
養育支援訪問事業	1 区域 (市全域)	訪問等の支援は本庁から市域全体に実施しているものであることから、市全域を1つの区域として設定する。
地域子育て支援拠点事業 (子育てプラザ)	1 区域 (市全域)	地域子育て支援拠点事業として運営している加古川駅南及び東加古川の両子育てプラザは、現在の利用形態として、地域を区切って利用されているわけではなく、市域内で広域的に利用されていることから、市全域を1つの区域として設定する。
一時預かり事業	1 区域 (市全域)	保育所で実施している一時預かりは、在園児以外の広域的な利用も多く、市域全体で検討する必要があることから、市全域を1つの区域として設定する。
病児・病後児保育事業	1 区域 (市全域)	現在も市域全体での広域利用を想定した事業実施となっており、市域全体で検討する必要があることから、市全域を1つの区域として設定する。
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	1 区域 (市全域)	1 力所設置している事務局から、市域全体の登録や利用調整などを実施していることから、市全域を1つの区域として設定する。
妊婦健診事業 (妊婦健康診査費助成事業)	1 区域 (市全域)	妊婦健診に係る助成は、3市1町（加古川市、明石市、高砂市、稲美町）にある協力医療機関のほか、すべての医療機関で受けたものを対象としていることから、市全域を1つの区域として設定する。

《教育・保育提供区域》



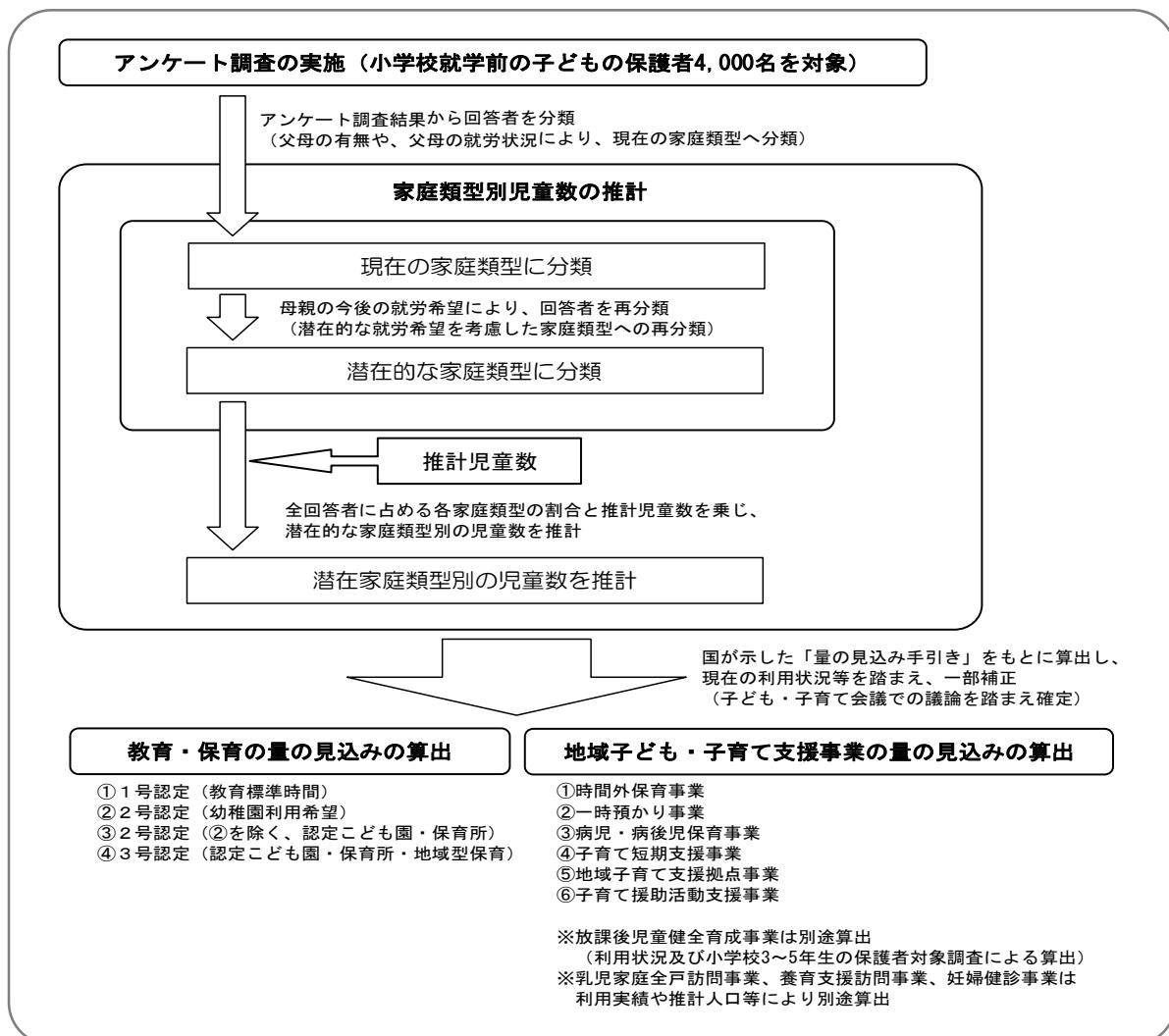
※「教育・保育提供区域」は、「量の見込み」と「提供体制」の、いわゆる需給バランスを図るための基準となるものであり、利用者の区域を超えた利用を妨げるものではなく、従来通り区域を越えた利用は可能です。

2. 「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」における今後の量の見込みの推計方法

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する今後の量の見込みは、「国基本指針」及び「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き（以下、「量の見込みの手引き」といいます。）に基づき、小学校就学前の子どもの保護者を対象としたアンケート調査の結果をもとに算出し、本市の現在の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況や事業展開等を勘案しながら、加古川市子ども・子育て会議での意見を踏まえ、推計を行いました。

ただし、放課後児童健全育成事業（児童クラブ）については、近年の低学年（1～3年生）での利用希望者の急増や、高学年（4～6年生）の受入れを現在実施していない中で、より実態に応じたニーズ量の推計を行う必要があることから、低学年の量の見込みについては、近年の児童数に占める入所児童数の上昇割合をもとに推計し、高学年については「量の見込みの手引き」に基づき、市内全小学校（28校）の3～5年生の児童の全保護者を対象として実施した利用意向調査の結果や、近隣他市町の高学年での利用状況も踏まえ、推計しました。

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出方法



3. 「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の「確保方策」の設定にあたっての基本的な考え方

「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の各年度における「量の見込み」に対応するために実施しようとする「提供体制の確保の内容及びその実施時期（以下「確保方策」といいます。）」は、子ども・子育て支援法及び国基本指針の規定に基づき、次とおり定めることとなります。

子ども・子育て支援法及び国基本指針における確保方策の設定にあたっての基本的な考え方

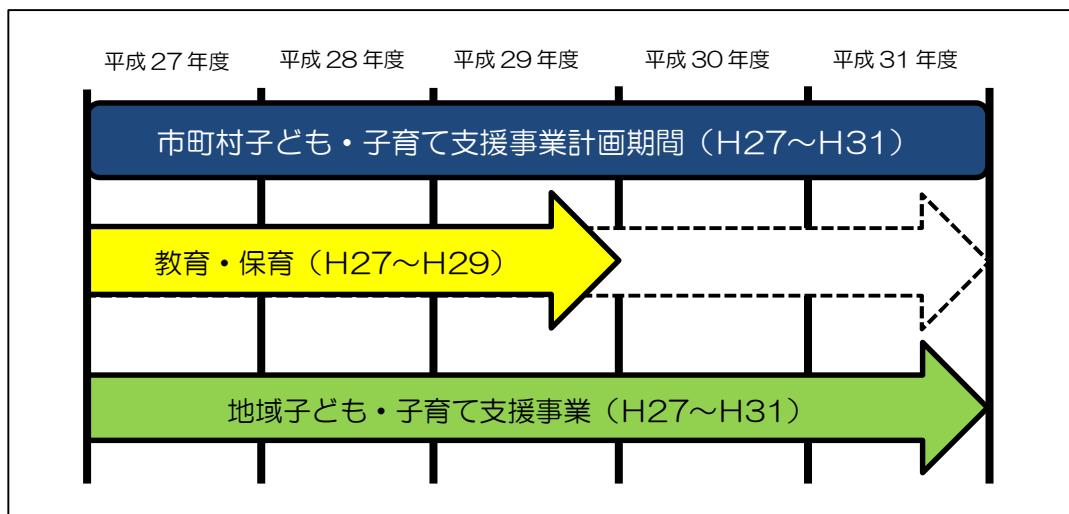
(1) 教育・保育の確保方策

平成 29 年度末（「待機児童解消加速化プラン」の目標年次）までに、量の見込みに対応する提供体制の確保を目指します。

ただし、教育・保育の質の向上に向けた取り組みや、今後の状況に応じた必要な提供体制の整備については、平成 29 年度末以降も継続していきます。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の確保方策

平成 31 年度末までに量の見込みに対応する提供体制を確保することを目指します。



4. 各年度における「教育・保育」の「量の見込み」と「確保方策」

(1) 教育・保育の提供体制の確保にあたっての支給認定と施設・事業の関係

教育・保育の提供体制の確保にあたっては、子どもの保護者が市から受ける支給認定の区分（1～3号）ごとの量の見込みに対して、各区分に応じて利用できる教育・保育施設及び地域型保育事業で必要な提供体制を整備していくこととなります。

支給認定と利用できる施設・事業の関係

保育の必要性の認定		利用希望	利用できる教育・保育施設等			
			認定こども園	幼稚園	保育所	地域型保育事業
1号認定	保育を必要としない 3～5歳児	教育	○	○		
2号認定	保育を必要とする 3～5歳児	教育	○	○		
		保育	○		○	
3号認定	保育を必要とする 0～2歳児	保育	○		○	○

※幼稚園には「確認を受けない幼稚園」も含む。

(2) 教育・保育にかかる確保方策の方向性

新制度では、消費税率の引上げによる財源を基に、教育・保育や地域の子ども・子育て支援の充実を図る取り組みが実施されることから、本市における教育・保育の確保方策については、子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保され、子ども及びその保護者が必要な給付や支援を受けられるよう、以下の方向性で必要な提供体制を計画的に整備していきます。

平成29年度末までに教育・保育の提供体制の確保を目指す

①認可外保育施設の新制度への移行

現在、認可外保育施設を利用する子ども及びその保護者については、新制度移行後も給付を受けることができないことから、当該利用者が給付や支援の対象となるよう、市は、希望する認可外保育施設の事業者に対して、給付及び支援の対象となる教育・保育施設及び地域型保育事業への移行を支援します。

②既存施設の活用

幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況等によらず柔軟に子どもを受け入れられる認定こども園への移行や、恒常に利用児童数が定員を超過する場合の定員の見直しなど、市は、既存施設の活用を推進します。

③新規施設などの整備

認可外保育施設の新制度への移行や、既存認可施設の活用によって提供体制が確保できない場合、市は、地域の特性やニーズを踏まえ、教育・保育施設及び地域型保育事業の新規施設などの整備を進めます。

(3) 『教育』に関する区域ごとの「量の見込み」と「確保方策」

1) 区域A

①特性

- 過去5年間の就学前児童数が増加傾向にある
- 量の見込みが現状の提供体制を上回っている（提供体制の不足）

②各年度の量の見込みと確保方策

(単位：人)

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	1号認定 (教育標準時間)		2,332	2,314	2,274	2,248	2,263
	2号認定 (教育利用希望)		236	235	231	228	230
	①量の見込み合計		2,568	2,549	2,505	2,476	2,493

年度当初定員数	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園)	2,114	1,449	1,609	1,724	1,840	1,840
	(確認を受けない幼稚園)		665	665	665	665	665
	②小計		2,114	2,274	2,389	2,505	2,505

各年度で確保する定員数	1) 認可外保育施設の新制度への移行					
	認可外保育施設の認定こども園への移行					
	90	30	0	0	0	0
	2) 既存施設の活用					
	0	10	60	0	0	0
3) 新規施設などの整備		70	35	35	0	0
認定こども園の新設		0	40	21	0	0
③小計		160	115	116	0	0
④定員数合計 (②+③)		2,274	2,389	2,505	2,505	2,505

量の見込みと定員数の差 (④-①)	▲294	▲160	0	29	12
-------------------	------	------	---	----	----

※26年度は平成26年5月1日現在の定員数

※供給過剰となる場合は、提供体制の適正化を図ります。

2) 区域B

①特性

- 過去5年間の就学前児童数が減少傾向にある
- 量の見込みが現状の提供体制を上回っている（提供体制の不足）

②各年度の量の見込みと確保方策

(単位：人)

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	1号認定 (教育標準時間)		157	158	162	163	160
	2号認定 (教育利用希望)		0	0	0	0	0
①量の見込み合計			157	158	162	163	160

年度当初定員数	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園)	105	105	105	135	163	163
	(確認を受けない幼稚園)		0	0	0	0	0
	②小計		105	105	135	163	163

各年度で確保する定員数	2) 既存施設の活用						
	認可保育所の認定こども園への移行	0	30	0	0	0	0
	認定こども園の定員の見直し	0	0	28	0	0	0
	③小計	0	30	28	0	0	0
④定員数合計 (②+③)		105	135	163	163	163	163

量の見込みと定員数の差 (④-①)	▲52	▲23	1	0	3
-------------------	-----	-----	---	---	---

※26年度は平成26年5月1日現在の定員数

※供給過剰となる場合は、提供体制の適正化を図ります。

3) 区域C

①特性

- 過去5年間の就学前児童数が減少傾向にある
- 現状の提供体制が量の見込みを上回っている（提供体制の確保済み）

②各年度の量の見込みと確保方策

(単位：人)

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	1号認定 (教育標準時間)		355	338	339	336	346
	2号認定 (教育利用希望)		96	92	92	91	94
	①量の見込み合計		451	430	431	427	440

年度 当初定員数	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園)	590	390	400	415	415	415
	(確認を受けない幼稚園)		200	200	200	200	200
	②小計		590	600	615	615	615

各年度で確保する定員数	2) 既存施設の活用					
	認可保育所の認定こども園への移行	10	15	0	0	0
	③小計	10	15	0	0	0
	④定員数合計 (②+③)	600	615	615	615	615

量の見込みと定員数の差 (④-①)	149	185	184	188	175
-------------------	-----	-----	-----	-----	-----

※26年度は平成26年5月1日現在の定員数

※提供体制の適正化を図ります。

(4)『保育』に関する区域ごとの「量の見込み」と「確保方策」

1) 区域A

①特性

- 過去5年間の就学前児童数が増加傾向にある
- 量の見込みが現状の提供体制を上回っている（提供体制の不足）

②各年度の量の見込みと確保方策

(単位：人)

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	2号認定 (保育希望)		2,439	2,423	2,371	2,340	2,358
	3号認定		1,929	1,944	1,980	1,980	1,980
①量の見込み合計			4,368	4,367	4,351	4,320	4,338

年度当初定員数	特定教育・保育施設 (認定こども園、保育所)	2,323	2,323	2,798	3,664	4,153	4,153
	特定地域型保育事業		0	59	160	198	198
	②小計		2,323	2,857	3,824	4,351	4,351

各年度で確保する定員数	1) 認可外保育施設の新制度への移行					
	認可外保育施設の認定こども園への移行	420	143	0	0	0
	認可外保育施設の認可保育所への移行	0	58	0	0	0
	認可外保育施設の地域型保育事業への移行	21	63	0	0	0
	2) 既存施設の活用					
	認可保育所の認定こども園への移行	0	40	▲30	0	0
	認定こども園の定員の見直し	0	45	0	0	0
	認可保育所の定員の見直し	55	220	219	0	0
	3) 新規施設などの整備					
	認定こども園の新設	0	180	180	0	0
	認可保育所の新設	0	180	120	0	0
	地域型保育事業の新設	38	38	38	0	0
	③小計	534	967	527	0	0
	④定員数合計 (②+③)	2,857	3,824	4,351	4,351	4,351

量の見込みと定員数の差 (④-①)	▲1,511	▲543	0	31	13
-------------------	--------	------	---	----	----

※26年度は平成26年4月1日現在の定員数

※供給過剰となる場合は、提供体制の適正化を図ります。

2) 区域B

①特性

- 過去5年間の就学前児童数が減少傾向にある
- 量の見込みが現状の提供体制を上回っている（提供体制の不足）

②各年度の量の見込みと確保方策

(単位：人)

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	2号認定 (保育希望)		389	391	401	403	395
	3号認定		195	192	194	194	194
①量の見込み合計			584	583	595	597	589

年度当初定員数	特定教育・保育施設 (認定こども園、保育所)	485	485	530	565	597	597
	特定地域型保育事業		0	0	0	0	0
	②小計		485	530	565	597	597

各年度で確保する定員数	2) 既存施設の活用						
	認可保育所の認定こども園への移行	0	▲15	0	0	0	
	認定こども園の定員の見直し	0	30	32	0	0	
	認可保育所の定員の見直し	45	20	0	0	0	
	③小計	45	35	32	0	0	
④定員数合計 (②+③)		530	565	597	597	597	

量の見込みと定員数の差 (④-①)	▲54	▲18	2	0	8
-------------------	-----	-----	---	---	---

※26年度は平成26年4月1日現在の定員数

※供給過剰となる場合は、提供体制の適正化を図ります。

3) 区域C

①特性

- 過去5年間の就学前児童数が減少傾向にある
- 量の見込みが現状の提供体制を上回っている（提供体制の不足）

②各年度の量の見込みと確保方策

(単位：人)

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	2号認定 (保育希望)		626	595	596	591	609
	3号認定		394	406	416	416	416
①量の見込み合計			1,020	1,001	1,012	1,007	1,025

年度当初定員数	特定教育・保育施設 (認定こども園、保育所)	833	833	893	958	1,025	1,025
	特定地域型保育事業		0	0	0	0	0
	②小計		833	893	958	1,025	1,025

各年度で確保する定員数	2) 既存施設の活用						
	認可保育所の認定こども園への移行	0	5	0	0	0	0
	認定こども園の定員の見直し	10	0	0	0	0	0
	認可保育所の定員の見直し	50	60	67	0	0	0
	③小計	60	65	67	0	0	0
④定員数合計 (②+③)		893	958	1,025	1,025	1,025	1,025

量の見込みと定員数の差 (④-①)	▲127	▲43	13	18	0
-------------------	------	-----	----	----	---

※26年度は平成26年4月1日現在の定員数

※供給過剰となる場合は、提供体制の適正化を図ります。

5. 各年度における「地域子ども・子育て支援事業」の「量の見込み」と「確保方策」

(1) 地域子ども・子育て支援事業にかかる確保方策の方向性

本市における地域子ども・子育て支援事業（13事業）の確保方策については、子ども・子育て支援法及び国基本指針の規定に基づき、平成31年度末までに提供体制を確保することを目指し、「量の確保」と「質の向上」に向け、以下の方向性で取り組みを進めています。

平成31年度末までに地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保を目指す

① 「量の見込み（ニーズ量）」に対応した提供体制の確保

アンケート調査の結果等により算出した「量の見込み」に対応するため、新制度の施行にあたり創設された事業や、提供体制が不足している事業については、事業計画に基づき計画的な「量の確保」に向けた整備を行っていきます。

② 地域の実情に応じた事業内容の充実

「量の見込み」に対応した提供体制を確保するだけではなく、地域の実情に応じた事業内容の充実など、「質の向上」に向けた取り組みを進めています。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の各事業の方向性

上記の方向性を踏まえ、地域子ども・子育て支援事業の各事業では、次のとおり取り組みを進めています。

事業名	事業の方向性（「量の確保」・「質の向上」）
①利用者支援事業	○利用者支援専門員の配置（市役所庁舎内） ○相談体制及び情報提供内容の充実やプライバシーへの配慮 ○施設、事業、市町村など地域の子育て支援に関わる関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制の構築
②時間外保育事業	○希望する保護者が利用できる環境の整備
③実費徴収に係る補足給付を行う事業	○対象者への確実な給付 ○対象者への事業に関する広報・周知

事業名	事業の方向性（「量の確保」・「質の向上」）
④多様な主体が本制度に参入することを促進する事業	<ul style="list-style-type: none"> ○新規参入事業者に対する必要な指導・助言等の支援の実施 ○専門的な知識を有する巡回支援員の人材確保
⑤放課後児童健全育成事業	<ul style="list-style-type: none"> ○学校施設の活用や建物の設置 ○民間事業者による事業の実施 ○児童1人あたりの面積の改善 ○1クラブあたりの児童数の適正化 ○研修の実施による支援員の資質向上
⑥子育て短期支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急時（休日を含む）の利用ニーズへの対応の検討
⑦乳児家庭全戸訪問事業	<ul style="list-style-type: none"> ○児童虐待担当部署との月1回の連絡会議の実施 ○担当部署との綿密な情報交換による、専門的な育児支援を必要とする家庭の把握及び児童虐待の未然防止
⑧養育支援訪問事業	<ul style="list-style-type: none"> ○乳児家庭全戸訪問及び乳幼児健診担当部署との月1回の連絡会議の実施 ○担当部署との綿密な情報交換による、専門的な育児支援を必要とする家庭の把握及び児童虐待の未然防止
⑨地域子育て支援拠点事業	<ul style="list-style-type: none"> ○加古川駅南・東加古川子育てプラザの利用促進に向けた広報 ○子育てに関する相談や講座、情報提供の充実
⑩一時預かり事業	<ul style="list-style-type: none"> ○希望する保護者が利用できる環境の整備
⑪病児・病後児保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ○病児保育の実施 ○事業の周知や利用しやすい仕組みの構築
⑫子育て援助活動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○制度及び事業の周知 ○希望する保護者が利用しやすい環境の整備
⑬妊婦健診事業	<ul style="list-style-type: none"> ○制度及び事業の周知 ○出産後の養育に支援が必要な妊産婦などへ対応するための、医療機関や市町村など関係機関との連携の充実

(3) 「利用者支援事業」に関する「量の見込み」と「確保方策」

①現状

- ・事業未実施（新規事業）

②各年度の量の見込みと確保方策

(単位：か所)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		1	1	1	1	1
②確保方策	0	1	1	1	1	1
量の見込みと確保方策の差 (②-①)		0	0	0	0	0

※26年度は未設置

(4) 「時間外保育事業（延長保育事業）」に関する区域ごとの「量の見込み」と「確保方策」

1) 区域A

①現状

- ・認定こども園3園（分園含む）、私立認可保育所15園（分園含む）の計18園で実施

②各年度の量の見込みと確保方策

(単位：人)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		1,171	1,171	1,170	1,164	1,168
②確保方策	1,888	1,943	2,028	1,998	1,998	1,998
量の見込みと確保方策の差 (②-①)		772	857	828	834	830

※26年度は平成26年4月1日現在の定員数

2) 区域B

①現状

- ・私立認可保育所3園で実施

②各年度の量の見込みと確保方策

(単位：人)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		107	107	108	109	108
②確保方策	485	530	565	597	597	597
量の見込みと確保方策の差 (②-①)		423	458	489	488	489

※26年度は平成26年4月1日現在の定員数

3) 区域C

①現状

- 認定こども園3園（分園含む）及び私立認可保育所4園の計7園で実施

②各年度の量の見込みと確保方策

(単位：人)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	/	182	179	181	181	183
②確保方策	530	540	545	545	545	545
量の見込みと確保方策の差 (②-①)	/	358	366	364	364	362

※26年度は平成26年4月1日現在の定員数

(5) 「放課後児童健全育成事業（児童クラブ）」に関する小学校区（28区域）ごとの「量の見込み」と「確保方策」

1) 加古川小学校

(単位：人)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
量の見込み	低学年（1～3年生）	/	101	101	114	116	120
	高学年（4～6年生）	/	41	41	42	43	41
①量の見込み合計	/	142	142	156	159	161	
確保方策	定員の見直し	/	0	0	0	0	△46
	クラブの新設	/	0	0	0	0	120
	②小計	/	0	0	0	0	74
③定員数	116	116	116	116	116	190	
量の見込みと定員数の差（③-①）		△26	△26	△40	△43	29	

※26年度は平成26年度の受入可能人数（1～3年生）

2) 鳩里小学校

(単位:人)

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	低学年(1~3年生)	/	139	147	154	161	172
	高学年(4~6年生)	/	59	60	63	64	64
①量の見込み合計		/	198	207	217	225	236
確保方策	定員の見直し	/	0	0	△51	0	0
	クラブの新設	/	0	0	160	0	0
	②小計	/	0	0	109	0	0
③定員数		130	130	130	239	239	239
量の見込みと定員数の差(③-①)			△68	△77	22	14	3

※26年度は平成26年度の受入可能人数(1~3年生)

3) 氷丘小学校

(単位:人)

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	低学年(1~3年生)	/	111	116	118	127	129
	高学年(4~6年生)	/	50	48	45	44	43
①量の見込み合計		/	161	164	163	171	172
確保方策	定員の見直し	/	0	0	0	△47	0
	クラブの新設	/	0	0	0	120	0
	②小計	/	0	0	0	73	0
③定員数		119	119	119	119	192	192
量の見込みと定員数の差(③-①)			△42	△45	△44	21	20

※26年度は平成26年度の受入可能人数(1~3年生)

4) 氷丘南小学校

(単位：人)

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	低学年（1～3年生）	/	96	105	110	121	126
	高学年（4～6年生）	/	32	32	34	36	37
①量の見込み合計		/	128	137	144	157	163
確保方策	定員の見直し	/	0	0	0	0	△50
	クラブの新設	/	0	0	0	0	120
	②小計	/	0	0	0	0	70
③定員数		128	128	128	128	128	198
量の見込みと定員数の差（③－①）			0	△9	△16	△29	35

※26年度は平成26年度の受入可能人数（1～3年生）

5) 若宮小学校

(単位：人)

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	低学年（1～3年生）	/	73	67	70	68	70
	高学年（4～6年生）	/	25	27	26	25	22
①量の見込み合計		/	98	94	96	93	92
確保方策	定員の見直し	/	0	0	0	△25	0
	クラブの新設	/	0	0	0	80	0
	②小計	/	0	0	0	55	0
③定員数		64	64	64	64	119	119
量の見込みと定員数の差（③－①）			△34	△30	△32	26	27

※26年度は平成26年度の受入可能人数（1～3年生）

6) 尾上小学校

(単位:人)

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	低学年(1~3年生)	/	85	88	91	93	97
	高学年(4~6年生)	/	36	37	37	39	38
①量の見込み合計		/	121	125	128	132	135
確保方策	定員の見直し	/	0	△25	0	0	0
	クラブの新設	/	0	80	0	40	0
	②小計	/	0	55	0	40	0
③定員数		64	64	119	119	159	159
量の見込みと定員数の差(③-①)			△57	△6	△9	27	24

※26年度は平成26年度の受入可能人数(1~3年生)

7) 浜の宮小学校

(単位:人)

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	低学年(1~3年生)	/	70	80	83	94	99
	高学年(4~6年生)	/	29	28	28	28	30
①量の見込み合計		/	99	108	111	122	129
確保方策	定員の見直し	/	0	0	△26	0	0
	クラブの新設	/	0	0	80	0	40
	②小計	/	0	0	54	0	40
③定員数		66	66	66	120	120	160
量の見込みと定員数の差(③-①)			△33	△42	9	△2	31

※26年度は平成26年度の受入可能人数(1~3年生)

8) 別府小学校

(単位:人)

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	低学年(1~3年生)		63	66	68	71	70
	高学年(4~6年生)		21	22	21	20	19
①量の見込み合計			84	88	89	91	89
確保方策	定員の見直し		0	0	△26	0	0
	クラブの新設		0	0	80	0	0
	②小計		0	0	54	0	0
③定員数		66	66	66	120	120	120
量の見込みと定員数の差(③-①)			△18	△22	31	29	31

※26年度は平成26年度の受入可能人数(1~3年生)

9) 別府西小学校

(単位:人)

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	低学年(1~3年生)		71	82	90	102	108
	高学年(4~6年生)		37	34	32	31	34
①量の見込み合計			108	116	122	133	142
確保方策	定員の見直し		0	0	0	△44	0
	クラブの新設		0	0	0	120	0
	②小計		0	0	0	76	0
③定員数		84	84	84	84	160	160
量の見込みと定員数の差(③-①)			△24	△32	△38	27	18

※26年度は平成26年度の受入可能人数(1~3年生)

10) 平岡小学校

(単位：人)

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	低学年（1～3年生）	/	71	76	77	75	75
	高学年（4～6年生）	/	27	27	30	32	32
①量の見込み合計		/	98	103	107	107	107
確保方策	定員の見直し	/	0	0	0	△22	0
	クラブの新設	/	0	40	0	35	0
	②小計	/	0	40	0	13	0
③定員数		57	57	97	97	110	110
量の見込みと定員数の差（③－①）			△41	△6	△10	3	3

※26年度は平成26年度の受入可能人数（1～3年生）

11) 平岡東小学校

(単位：人)

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	低学年（1～3年生）	/	104	116	129	145	156
	高学年（4～6年生）	/	36	35	39	43	46
①量の見込み合計		/	140	151	168	188	202
確保方策	定員の見直し	/	0	0	△44	0	0
	クラブの新設	/	0	0	120	0	40
	②小計	/	0	0	76	0	40
③定員数		114	114	114	190	190	230
量の見込みと定員数の差（③－①）			△26	△37	22	2	28

※26年度は平成26年度の受入可能人数（1～3年生）

12) 平岡南小学校

(単位：人)

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	低学年（1～3年生）	/	77	81	85	92	96
	高学年（4～6年生）	/	36	36	33	34	34
①量の見込み合計		/	113	117	118	126	130
確保方策	定員の見直し	/	0	0	0	△42	0
	クラブの新設	/	0	0	0	120	0
	②小計	/	0	0	0	78	0
③定員数		82	82	82	82	160	160
量の見込みと定員数の差（③－①）			△31	△35	△36	34	30

※26年度は平成26年度の受入可能人数（1～3年生）

13) 平岡北小学校

(単位：人)

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	低学年（1～3年生）	/	92	98	97	99	103
	高学年（4～6年生）	/	36	34	34	35	35
①量の見込み合計		/	128	132	131	134	138
確保方策	定員の見直し	/	0	△38	0	0	0
	クラブの新設	/	0	40	0	40	0
	②小計	/	0	2	0	40	0
③定員数		98	98	100	100	140	140
量の見込みと定員数の差（③－①）			△30	△32	△31	6	2

※26年度は平成26年度の受入可能人数（1～3年生）

14) 野口小学校

(単位：人)

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	低学年（1～3年生）		92	103	119	131	138
	高学年（4～6年生）		43	42	42	43	46
①量の見込み合計			135	145	161	174	184
確保方策	定員の見直し		0	0	0	0	△39
	クラブの新設		40	0	0	0	120
	②小計		40	0	0	0	81
③定員数		79	119	119	119	119	200
量の見込みと定員数の差（③－①）			△16	△26	△42	△55	16

※26年度は平成26年度の受入可能人数（1～3年生）

15) 野口南小学校

(単位：人)

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	低学年（1～3年生）		92	97	103	117	125
	高学年（4～6年生）		38	36	39	39	39
①量の見込み合計			130	133	142	156	164
確保方策	定員の見直し		△44	0	0	0	0
	クラブの新設		76	0	38	0	40
	②小計		32	0	38	0	40
③定員数		84	116	116	154	154	194
量の見込みと定員数の差（③－①）			△14	△17	12	△2	30

※26年度は平成26年度の受入可能人数（1～3年生）

16) 野口北小学校

(単位：人)

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	低学年（1～3年生）		92	102	112	128	134
	高学年（4～6年生）		31	31	33	36	38
①量の見込み合計			123	133	145	164	172
確保方策	定員の見直し		0	0	△46	0	0
	クラブの新設		0	0	80	40	0
	②小計		0	0	34	40	0
③定員数		121	121	121	155	195	195
量の見込みと定員数の差（③－①）			△2	△12	10	31	23

※26年度は平成26年度の受入可能人数（1～3年生）

17) 神野小学校

(単位：人)

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	低学年（1～3年生）		55	55	53	55	56
	高学年（4～6年生）		31	28	27	25	23
①量の見込み合計			86	83	80	80	79
確保方策	定員の見直し		0	0	0	△25	0
	クラブの新設		0	0	0	40	0
	②小計		0	0	0	15	0
③定員数		65	65	65	65	80	80
量の見込みと定員数の差（③－①）			△21	△18	△15	0	1

※26年度は平成26年度の受入可能人数（1～3年生）

18) 陵北小学校

(単位：人)

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	低学年（1～3年生）	/	61	59	53	54	62
	高学年（4～6年生）	/	18	17	18	16	15
①量の見込み合計		/	79	76	71	70	77
確保方策	定員の見直し	/	0	0	0	0	△25
	クラブの新設	/	0	0	0	0	40
	②小計	/	0	0	0	0	15
③定員数		65	65	65	65	65	80
量の見込みと定員数の差（③－①）			△14	△11	△6	△5	3

※26年度は平成26年度の受入可能人数（1～3年生）

19) 八幡小学校

(単位：人)

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	低学年（1～3年生）	/	22	23	25	27	28
	高学年（4～6年生）	/	13	13	12	12	11
①量の見込み合計		/	35	36	37	39	39
確保方策	定員の見直し	/	△25	0	0	0	0
	クラブの新設	/	0	0	0	0	0
	②小計	/	△25	0	0	0	0
③定員数		64	39	39	39	39	39
量の見込みと定員数の差（③－①）			4	3	2	0	0

※26年度は平成26年度の受入可能人数（1～3年生）

20) 川西小学校

(単位：人)

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	低学年（1～3年生）	/	68	71	67	64	62
	高学年（4～6年生）	/	18	18	19	20	20
①量の見込み合計		/	86	89	86	84	82
確保方策	定員の見直し	/	0	△25	0	0	0
	クラブの新設	/	0	80	0	0	0
	②小計	/	0	55	0	0	0
③定員数		64	64	119	119	119	119
量の見込みと定員数の差（③－①）			△22	30	33	35	37

※26年度は平成26年度の受入可能人数（1～3年生）

21) 東神吉小学校

(単位：人)

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	低学年（1～3年生）	/	45	44	42	48	50
	高学年（4～6年生）	/	15	14	15	13	12
①量の見込み合計		/	60	58	57	61	62
確保方策	定員の見直し	/	0	0	0	0	△27
	クラブの新設	/	0	0	0	0	40
	②小計	/	0	0	0	0	13
③定員数		67	67	67	67	67	80
量の見込みと定員数の差（③－①）			7	9	10	6	18

※26年度は平成26年度の受入可能人数（1～3年生）

22) 東神吉南小学校

(単位：人)

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	低学年（1～3年生）	/	57	60	59	70	71
	高学年（4～6年生）	/	23	22	24	24	24
①量の見込み合計		/	80	82	83	94	95
確保方策	定員の見直し	/	0	0	△26	0	0
	クラブの新設	/	0	0	80	0	0
	②小計	/	0	0	54	0	0
③定員数		66	66	66	120	120	120
量の見込みと定員数の差（③－①）			△14	△16	37	26	25

※26年度は平成26年度の受入可能人数（1～3年生）

23) 西神吉小学校

(単位：人)

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	低学年（1～3年生）	/	65	74	78	75	72
	高学年（4～6年生）	/	20	19	20	20	21
①量の見込み合計		/	85	93	98	95	93
確保方策	定員の見直し	/	0	0	△25	0	0
	クラブの新設	/	0	0	78	0	0
	②小計	/	0	0	53	0	0
③定員数		64	64	64	117	117	117
量の見込みと定員数の差（③－①）			△21	△29	19	22	24

※26年度は平成26年度の受入可能人数（1～3年生）

24) 志方小学校

(単位：人)

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	低学年（1～3年生）	/	17	18	19	21	22
	高学年（4～6年生）	/	9	9	9	9	9
①量の見込み合計		/	26	27	28	30	31
確保方策	定員の見直し	/	△27	0	0	0	0
	クラブの新設	/	0	0	0	0	0
	②小計	/	△27	0	0	0	0
③定員数		67	40	40	40	40	40
量の見込みと定員数の差（③－①）			14	13	12	10	9

※26年度は平成26年度の受入可能人数（1～3年生）

25) 志方東小学校

(単位：人)

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	低学年（1～3年生）	/	13	13	15	18	22
	高学年（4～6年生）	/	5	4	4	4	3
①量の見込み合計		/	18	17	19	22	25
確保方策	定員の見直し	/	△25	0	0	0	0
	クラブの新設	/	0	0	0	0	0
	②小計	/	△25	0	0	0	0
③定員数		64	39	39	39	39	39
量の見込みと定員数の差（③－①）			21	22	20	17	14

※26年度は平成26年度の受入可能人数（1～3年生）

26) 志方西小学校

(単位：人)

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	低学年（1～3年生）		21	22	20	23	18
	高学年（4～6年生）		7	7	7	6	6
①量の見込み合計			28	29	27	29	24
確保方策	定員の見直し		△26	0	0	0	0
	クラブの新設		0	0	0	0	0
	②小計		△26	0	0	0	0
③定員数		66	40	40	40	40	40
量の見込みと定員数の差（③－①）			12	11	13	11	16

※26年度は平成26年度の受入可能人数（1～3年生）

27) 平荘小学校

(単位：人)

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	低学年（1～3年生）		35	40	40	44	43
	高学年（4～6年生）		10	9	10	10	10
①量の見込み合計			45	49	50	54	53
確保方策	定員の見直し		△27	0	0	0	0
	クラブの新設		0	0	0	0	40
	②小計		△27	0	0	0	40
③定員数		67	40	40	40	40	80
量の見込みと定員数の差（③－①）			△5	△9	△10	△14	27

※26年度は平成26年度の受入可能人数（1～3年生）

28) 上荘小学校

(単位：人)

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	低学年（1～3年生）	/	21	23	26	27	27
	高学年（4～6年生）	/	8	8	8	7	7
①量の見込み合計		/	29	31	34	34	34
確保方策	定員の見直し	/	△25	0	0	0	0
	クラブの新設	/	0	0	0	0	0
	②小計	/	△25	0	0	0	0
③定員数		64	39	39	39	39	39
量の見込みと定員数の差（③－①）			10	8	5	5	5

※26年度は平成26年度の受入可能人数（1～3年生）

（6）「子育て短期支援事業（ショートステイ）」に関する「量の見込み」と「確保方策」

①現状

- ・0～2歳未満児は乳児院（市外3施設）、2歳児以上は児童養護施設（市内2施設及び市外3施設の計5施設）で実施

②各年度の量の見込みと確保方策

(単位：人/年)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	/	280	280	280	280	280
②確保方策 (現行の提供体制による実施)	280	280	280	280	280	280
量の見込みと確保方策の差 (②－①)	/	0	0	0	0	0

※26年度は平成25年度の利用実績

(7) 「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」に関する「量の見込み」と「確保方策」

①現状

- ・保健師、助産師及び看護師の訪問による子育て相談や必要な情報提供

②各年度の量の見込みと確保方策

(単位：人)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
①量の見込み		2,448	2,448	2,448	2,448	2,448	
②確保方策 (現行の提供体制による実施)	2,368	2,448	2,448	2,448	2,448	2,448	
<実施機関>加古川市		<訪問の実施体制>34人（保健師、助産師及び看護師）					
量の見込みと確保方策の差 (②-①)		0	0	0	0	0	

※26年度は平成25年度の対象者数

※量の見込みは推計児童数により算出

(8) 「養育支援訪問事業（育児支援家庭訪問事業）」に関する「量の見込み」と「確保方策」

①現状

- ・保健師等の訪問による専門的な育児支援
- ・ヘルパーの派遣（委託）による家事援助

②各年度の量の見込みと確保方策

(単位：人/年)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
①量の見込み		30	30	30	30	30	
②確保方策 (現行の提供体制による実施)	30	30	30	30	30	30	
<実施機関>加古川市		<訪問の実施体制>2人（保健師）					
<ヘルパー派遣の委託団体>2事業者							
量の見込みと確保方策の差 (②-①)		0	0	0	0	0	

※26年度は平成25年度の利用実績

(9) 「地域子育て支援拠点事業（子育てプラザ）」に関する「量の見込み」と「確保方策」

①現状

- ・加古川駅南子育てプラザ及び東加古川子育てプラザの2か所で実施
- ・子育てサークルの育成、各種講座の実施、子育て支援情報の提供や相談、助言など

②各年度の量の見込みと確保方策

(単位：人/年)

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
①量の見込み		77,532	77,532	77,532	77,532	77,532
②確保方策 (現行の提供体制による実施)	77,528	77,532	77,532	77,532	77,532	77,532
	＜実施体制＞ 加古川駅南子育てプラザ及び東加古川子育てプラザの2か所で実施					
量の見込みと確保方策の差 (②—①)		0	0	0	0	0

※26 年度は平成 25 年度の利用実績

(10) 「幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業（預かり保育）」に関する「量の見込み」と「確保方策」

①現状

- ・認定こども園2園、私立幼稚園1園及び公立幼稚園20園の計23園で実施

②各年度の量の見込みと確保方策

(単位：人/年)

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	
量の見込み	1号認定 (教育標準時間)		15,099	14,911	14,729	14,582	14,703
	2号認定 (教育利用希望)		6,180	6,103	6,029	5,968	6,018
①量の見込み合計		21,279	21,014	20,758	20,550	20,721	
確保方策	公立幼稚園 (2人×20園×190日)	13,828	7,600	7,600	7,600	7,600	
	私立幼稚園 (平成 25 年度利用実績)		13,700	13,700	13,700	13,700	
②確保方策合計		21,300	21,300	21,300	21,300	21,300	
量の見込みと確保方策の差 (②—①)		21	286	542	750	579	

※26 年度は平成 25 年度の利用実績

(11) 「その他の一時預かり事業（保育所等）」に関する「量の見込み」と「確保方策」

①現状

- 認定こども園 4 園（分園含む）及び私立認可保育所 15 園（分園含む）の計 19 園で実施。

②各年度の量の見込みと確保方策

(単位：人/年)

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
①量の見込み		15,168	15,162	15,230	15,165	15,219
②確保方策 (現行の提供体制による実施)	23,180	23,180	23,180	23,180	23,180	23,180
量の見込みと確保方策の差 (④-①)		8,012	8,018	7,950	8,015	7,961

※26 年度は平成 25 年度の定員数及び開所日数をもとに積算

(12) 「病児・病後児保育事業」に関する「量の見込み」と「確保方策」

①現状

- 私立認可保育所 2 園及び公立認可保育所 1 園の計 3 園で実施

②各年度の量の見込みと確保方策

(単位：人/年)

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
①量の見込み		1,404	1,401	1,404	1,397	1,403
②年度当初の提供体制	1,952	1,952	2,440	2,440	2,928	2,928
③各年度で確保する提供体制 ※病児保育の実施		488	0	488	0	0
④年度末の提供体制 (②+③)		2,440	2,440	2,928	2,928	2,928
量の見込みと提供体制の差 (④-①)		1,036	1,039	1,524	1,531	1,525

※26 年度は平成 25 年度の定員数及び開所日数をもとに積算

(13) 「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）」に関する「量の見込み」と「確保方策」

①現状

- ・加古川市ファミリー・サポート・センターにおける依頼会員と提供会員の募集、育児援助活動の連絡調整や援助活動に関する講習などの実施

②各年度の量の見込みと確保方策

(単位：人/年)

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
①量の見込み		5,928	5,928	5,928	5,928	5,928
②確保方策 (現行の提供体制による実施)	5,949	5,928	5,928	5,928	5,928	5,928
量の見込みと確保方策の差 (②—①)		0	0	0	0	0

※26 年度は平成 25 年度の利用実績

(14) 「妊婦健診事業（妊婦健康診査費助成事業）」に関する「量の見込み」と「確保方策」

①現状

- ・協力医療機関（加古川市、明石市、高砂市、稲美町の 3 市 1 町にある 28 医療機関等）での妊婦健診に利用可能な助成券を配付（14 回、上限 70,000 円の助成）
- ・協力医療機関以外での健診費用についても、後日、利用者の申請により還付しており、すべての医療機関等での妊婦健診が助成の対象

②各年度の量の見込みと確保方策

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
①量の見込み	対象人数（人）		3,427	3,427	3,427	3,427
	健診回数（回/年）		26,388	26,388	26,388	26,388
②確保方策	対象人数（人）	3,650	3,427	3,427	3,427	3,427
	健診回数（回/年）	28,180	26,388	26,388	26,388	26,388
現行の提供体制による実施	<助成対象となる健診の実施場所>妊婦健診を実施する医療機関等 <助成対象となる検査項目> 基本的な妊婦健診項目（各回）と各種医学的検査（血液検査、子宮頸がん検診（細胞診）、超音波検査、B 群溶血性レンサ球菌（GBS）、性器クラミジア）、その他必要な検査 <健診の実施時期>通年					
量の見込みと確保方策の差 (②—①)		0	0	0	0	0

※26 年度は、平成 25 年度の実績

※27 年度以降の対象人数は、推計児童数により算出した当該年度中に健診を受けることが見込まれる数
※妊娠期間の関係で 2 か年度にわたり健診を受ける場合は、各年度にそれぞれ「1 人」を計上

6. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

新制度において、子ども・子育て支援とは、「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識を前提として、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援を行うものとされています。

この子ども・子育て支援の意義を踏まえ、本市では、利用者支援事業等を活用した多様な子育て支援に関する情報提供や、子どもや子育てに関する相談体制の強化を図るとともに、各々の子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、「幼児期の学校教育・保育」や「地域子ども・子育て支援事業」の「量の拡大」と「質の向上」に計画的な取り組みを進め、乳幼児から学齢期まで切れ目のない総合的な子ども・子育て支援を行っていきます。

(1) 認定こども園の普及に係る本市の基本的考え方

新制度では、幼稚園及び保育所の機能や特長を併せ持ち、地域の子育て支援も行う認定こども園の普及を図っていくこととされています。特に、幼保連携型認定こども園については、法の改正により認可の手続きが簡素化され、学校及び児童福祉施設として1つの認可の仕組みとなるなど、新たな設置や既存の幼稚園・保育所から移行しやすい環境が整備されています。

本市においても、新制度の趣旨を踏まえ、地域の子どもを保護者の就労状況等で分けずに柔軟に受け入れることのできる認定こども園の普及を図ることとし、特に子どもの人口が減少傾向にある区域においては、既存施設を最大限に有効活用することで必要な教育・保育の提供体制を確保していく観点からも、当該施設への移行を希望する既存施設に対しては、移行に向けた必要な支援を行っていくこととします。

(2) 就学前教育・保育の「質の向上」に向けた取り組み

新制度では、質の高い教育・保育を総合的に提供することとされており、その実現にあたっては、教育・保育事業の従事者全体のさらなる質の向上を図るために取り組みを進めることが重要です。

本市ではこれまで、幼稚園と保育所での保育時間の違いがある中で、ともに質の高い就学前教育を提供するため、平成21年度に幼稚園・保育所共通の「加古川市就学前教育カリキュラム」を作成し、年齢ごとの教育・保育内容の統一や連続性を考慮した取り組みを進めてきたところですが、教育・保育事業の関係者の参画の下で、当該カリキュラムの内容や活用方法等の再点検及び見直しを行い、本市における子どもの健やかな成長を支援する就学前教育・保育のあり方を再度検討していきます。

また、幼稚園や保育所、幼稚園教諭や保育士といった、施設の類型や従事者などの枠

組みを超えた「就学前教育・保育合同研修」の実施など、教育・保育現場のさらなる「質の向上」に向けた取り組みを進めていきます。

このほか、教育・保育施設の設置者及び地域型保育事業者に対しては、本市が定める教育・保育事業の運営に関する基準の遵守を義務付け、施設型給付及び地域型保育給付の対象施設・事業者として、質の高い教育・保育を提供する体制や、子どもの保護者が安心して子どもを預けることができる体制の整備を求めていきます。

(3) 保幼小連携のさらなる推進に向けた取り組み

近年、少子化や核家族化を背景として、子どもの様々な生活体験の機会の減少や家庭の孤立化をはじめ、兄弟姉妹の減少による異年齢の中で育つ機会の減少など、子どもの育ちをめぐる環境が変容しています。また、地域社会においても、地域コミュニティや人間関係の希薄化が進むなど、子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化しています。

このような中で、保育所・幼稚園から小学校へ、小学校から中学校へ進学していく際に、生活や学習、集団規模の違いなどの要因によって、子ども自身に「つまずき」や「戸惑い」が起こり、いわゆる「小1 プロブレム」や「中1 ギャップ」といった子どもの成長過程における様々な問題が生じています。

子どもの発達は、連續性を有するものであるとともに、一人一人の個人差が大きいものであることから、個々の発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を通じて、子どもの健やかな発達を支えていくことが重要です。

本市では、市内の12中学校の各中学校区を一つの単位（ユニット）として、その地域の保育所、幼稚園、小学校、中学校が相互に連携し、家庭や地域とも連携を図りながら、子どもの連續した成長を支援していくための、中学校区連携「ユニット12」の取り組みを進めています。

中学校区連携「ユニット12」では、保育所・幼稚園や小学校等の学校園が「タテの連携」を図り、校種を越えた教職員や幼児・児童・生徒の交流活動の充実などを通して、就学前教育から学校教育へと連続した育ちや、一人一人の子どもの学びを大きく広げる取り組みを進めるとともに、地域や家庭と「ヨコの連携」を図り、ユニットだよりやポスター等による積極的な情報発信を行うことで、地域の子どもたちを地域全体で育てていく「地域総がかりの教育」を進めています。

この中学校区連携「ユニット12」での取り組みを中心として、今後も保幼小連携の更なる推進に努めています。

7. 産後休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

子育て期の家庭において、0歳児の子どもの保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、切り上げたりする状況がある中で、育児休業期間満了時からの保育所等の利用を希望する保護者が、1歳から保育を円滑に利用できるような環境の整備が重要となっています。

このことを踏まえ、本市では、育児休業期間の満了により年度途中から保育を希望する保護者に対して、入所申込みや入所判定の時期等の配慮を行っています。

また、育児休業に伴う在園児の入所の取り扱いについて、本来は保護者が在宅となるため退園となるケースにおいて、児童の環境の変化に留意するため、継続して入所を承諾しているところです。

本市が行っている取り組み

取り組み	内 容
育児休業期間満了時からの入所希望に対する配慮	育児休業期間の満了に伴う、年度途中からの入所希望に対して、前年度に実施する年度当初（4月）の申込時期と同じ時期に申込みができるようにしています。 (入所を希望する前月に申込みを行う一般的な途中入所よりも、入所しやすい仕組み)
育児休業期間中の在園児の入所に対する配慮	育児休業により保護者が在宅となるため、本来は退園となる兄弟姉妹の在園児について、児童の環境の変化や保護者の出産後の育児負担に留意するため、最長で出産児童が1歳になる年の年度末まで入所を承諾しています。

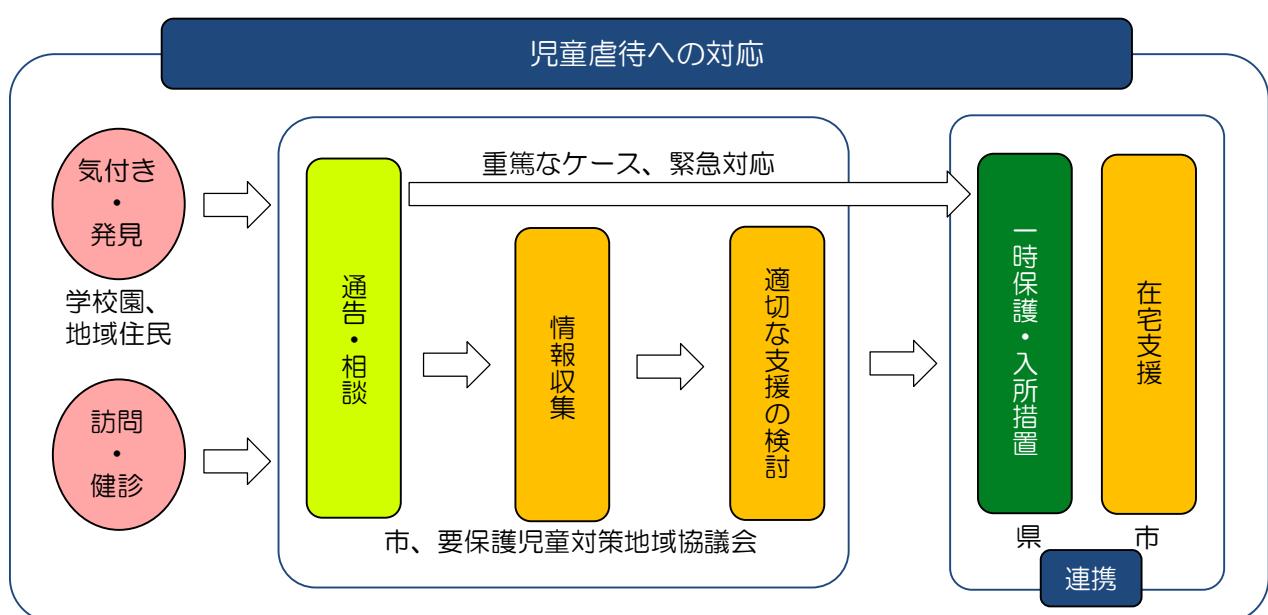
今後、産後の休業及び育児休業の期間満了時において、保育を希望する保護者が円滑に特定教育・保育施設等を利用できるよう、ニーズに応じた教育・保育施設や地域型保育事業の整備を計画的に進めるとともに、産前・産後及び育児休業期間中の保護者に対しては、利用者支援事業等により必要な情報の提供や相談支援を行えるよう体制を強化するほか、当該保護者の円滑な利用に向けた仕組みづくりを検討していきます。

8. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する兵庫県が行う施策との連携

(1) 児童虐待防止対策の充実

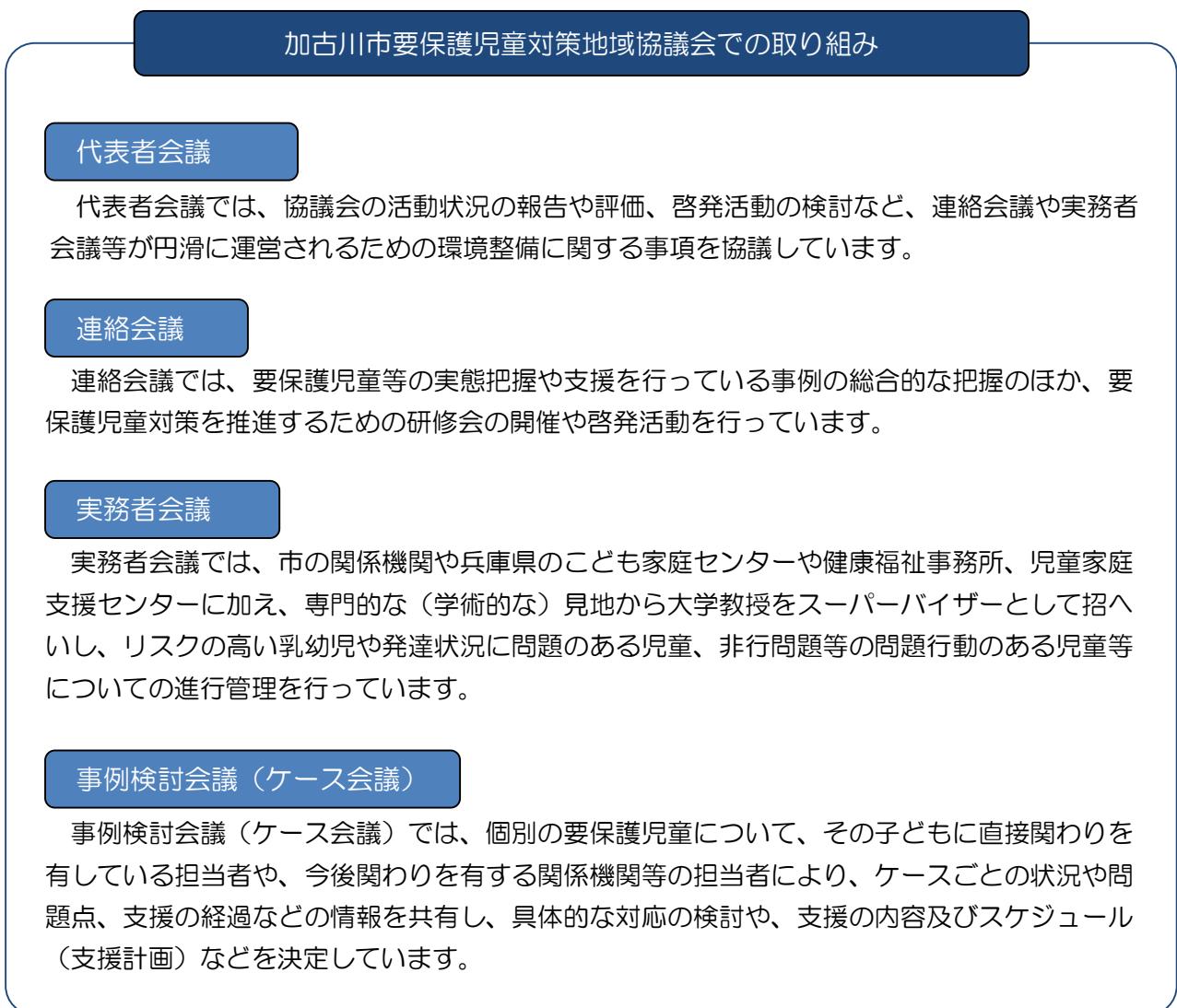
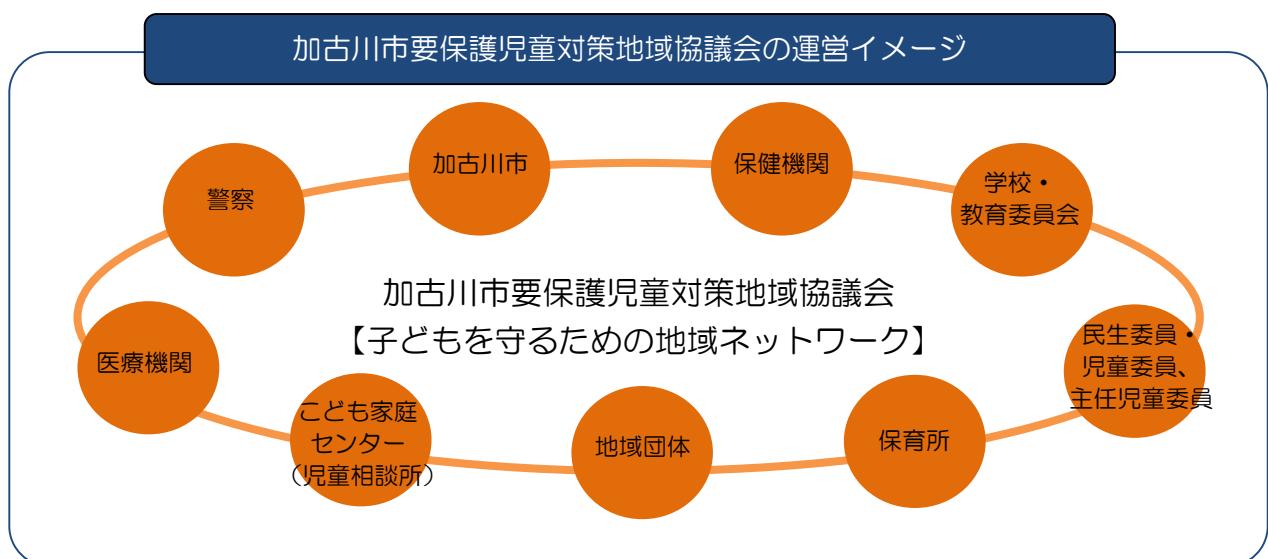
本市では、こども課を中心として、「児童虐待の早期発見」や「虐待通告に関する啓発活動」のほか、主に家庭への支援を行う「児童虐待への対応」や、重篤なケースに対する「兵庫県こども家庭センター（児童相談所）への情報提供及び協力対応」など、関係機関と連携しながら児童虐待の防止対策に取り組んでいます。

例えば、乳児家庭全戸訪問事業や健康診査等の実施の際に特別な支援を要すると判断した家庭や、学校園・近隣住民からの児童虐待に関する「気づき・発見」による「通告・相談」を受けた子ども及び家庭に対し、緊急対応が必要な場合は兵庫県こども家庭センターによる一時保護や児童施設入所などの措置に向けた対応を行うとともに、緊急性がそれほど高くないと判断した場合、必要な「情報収集」や「適切な支援の検討」を行った上で、調査や家庭訪問などを通じた「在宅支援」を行うなど、個々のケースに応じて適切な対応を行っています。



また、要保護児童の適切な保護や、要支援児童及び特定妊婦への適切な支援を図るために、児童虐待防止対策の調整機関として、関係機関で組織する「加古川市要保護児童対策地域協議会」を平成17年3月に設置し、代表者会議、連絡会議、実務者会議、事例検討会議（ケース会議）の4層で構成する会議の開催により、関係機関の連携・協力をはじめ、要保護児童等に関する情報交換及び支援内容の協議や、要保護児童等への対策に係る啓発活動その他対策に関する協議を行っています。

児童虐待に関する業務に従事する相談員等の職員には、市町職員等を対象とした児童福祉司任用資格取得研修などの専門的な知識や技能を取得するための研修に参加させ、従事者の資質向上を図っていますが、これまで進めてきた取り組みを継続的に行うためにも、今後も専門的な知識や技能を有する人材を確保していくことが重要であり、安定的な人材の確保に向けた仕組みづくりを検討していきます。



一方、児童虐待に関して特別な権限を有し、専門員を配置する兵庫県こども家庭センター（児童相談所）では、より高度な専門的対応や法的対応が必要なケースに重点化しています。

例えば、市町の個別の児童家庭相談のケースに応じて、初期対応や行政権限の発動の必要性の判断も含めた技術的援助や助言を行うほか、市町では対応が困難なケースに対しては、立入調査等の権限を活用しつつ、子どもやその保護者への専門的な支援を行うとともに、緊急的な対応が必要な場合には、「一時保護」や児童施設入所などの「措置」を行っています。

兵庫県こども家庭センター（児童相談所）でのその他の取り組み

取り組み	内 容
児童虐待防止 24 時間ホットライン	虐待通告の窓口として、市町単独では難しい休日・夜間の対応も行えるよう、「児童虐待防止 24 時間ホットライン」を設置しています。
各種相談	「児童虐待」「家庭での養育困難」「発達・障がい」「非行や性格、しつけ」「不登校・いじめ」といった相談を受付しています。
児童福祉司任用資格取得研修の実施	市町職員等を対象とした児童福祉司任用資格取得研修を実施しています。

児童虐待の防止及び対策には、本市が児童委員や医療機関、学校園等の関係機関と連携し、共通の認識や役割分担の確認、情報交換を行いながら、早期発見及び早期対応に向けた取り組みを行うことが重要であり、加古川市要保護児童対策地域協議会を中心とする子どもを守る地域ネットワークの更なる強化に努めるとともに、特に専門的な知識及び技術を要する支援に関しては、兵庫県こども家庭センターと連携を図りながら、今後も個別のケースに応じて必要な対応を進めています。

（2）母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

本市ではこれまで、ひとり親家庭をめぐる様々な状況を踏まえ、その自立を支援するための施策等を総合的かつ計画的に展開するため、平成 17 年 3 月に「加古川市母子家庭等自立促進計画」を策定し、「母子家庭・父子家庭・寡婦がいきいきと安心して暮らせるまちづくり」という基本理念のもと、「子育て・生活支援策の推進」、「就業支援策の推進」、「養育費確保・相談体制の充実」、「経済的支援策の推進」の 4 つの基本目標を掲げ、ひとり親家庭の自立に向けた総合的な支援を推進してきました。

また、平成 22 年 3 月に策定した「加古川市次世代育成支援後期行動計画」には、当該計画を改定した内容を盛り込み、ひとり親家庭の自立支援のさらなる推進に向けた施策を展開しています。

ひとり親家庭の支援にあたっては、母子父子自立支援員を配置し、経済的な問題を抱えた家庭に対しては、各種手当の案内や養育費の確保についての教示を行うなど、各家庭の状況に応じた相談に対応しています。

また、母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施や、自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金・修了支援給付金といった給付金の支給のほか、養育費や就労に関するセミナーの実施や、保育所や放課後児童健全育成事業（児童クラブ）の利用に際しての配慮など、ひとり親家庭の自立に向けた支援を行っているところです。

ひとり親家庭への相談及び支援には、専門的な知識及び技能を有する人材が必要不可欠であり、今後、これまでの取り組みを継続し、更なる充実を図るためにも、必要な人材を継続的かつ安定的に確保する仕組みづくりを検討していきます。

ひとり親家庭の就労に向けた支援

就労支援	内 容
母子・父子自立支援プログラムの策定等	ひとり親家庭の個々のニーズに対応した自立支援プログラムを策定し、ハローワークと連携しながら就労支援を行っています。
自立支援教育訓練給付金	適職に就くために必要な教育訓練講座を受講するひとり親家庭の保護者に対して、受講費用の20%に相当する額を給付金を支給しています。
高等職業訓練促進給付金 修了支援給付金	就業に有利となる看護師や介護福祉士、保育士などの資格を取得するため、養成機関において2年以上のカリキュラムを修業するひとり親家庭の保護者に対して、所得の状況に応じて給付金を支給しています。

その他ひとり親家庭の自立に向けた支援

- ・母子父子寡婦福祉資金貸付制度（兵庫県事業）の受付
- ・ひとり親家庭生活支援事業（養育費や就労等に関する講演会の開催）の実施
- ・保育所の入所にあたっての配慮
- ・放課後児童健全育成事業（児童クラブ）の利用にあたっての配慮 など

一方、兵庫県では、ひとり親家庭が抱える養育費、慰謝料問題や、遺産相続問題など法律に関する悩みに対し、専門相談員（弁護士）が、電話または面談により相談を受ける常設相談や、遠隔地の相談実施会場へ赴き相談を受ける巡回相談を実施しているほか、ひとり親家庭の経済的自立と生活意欲の助長を図り、児童の福祉を推進することを目的として、母子父子寡婦福祉資金の貸付制度を設け、事業開始資金、就職支度資金や就学支度資金といった12種類の資金の貸付を行うなど、ひとり親家庭への支援事業を展開しています。

子ども・子育て支援においては、ひとり親家庭に対して、子育て短期支援事業（ショートステイ）や、保育及び放課後児童健全育成事業（児童クラブ）の利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するとともに、兵庫県が展開する関連施策との連携を図りながら、総合的な自立支援を推進していきます。

（3）障がい児施策の充実

障がい児に対する療育・教育においては、障がいの原因となる疾病・事故の予防や、早期発見及び治療を図るため、乳幼児期の健康診査や学校における健康診断等を推進する必要があります。

また、障がい児とその保護者の精神的支援を行う相談支援体制や療育体制の充実、放課後や学校園外での活動における継続的な支援など、ライフステージに応じた一貫したサービスが提供できる支援体制の充実が求められています。

本市では、平成19年に「加古川市障害者福祉長期計画」を策定し、施策展開の基本方向として「自己の能力を最大限に發揮できる体制づくり」を定め、学習障害（LD）や注意欠陥多動性障害（AD/HD）、自閉症スペクトラムなど新たな課題への対応も踏まえた、障がいの状況等に応じた適切な療育及び教育を充実させる取り組みを推進しています。

また、生涯学習や文化活動、スポーツ・レクリエーションなどさまざまな活動への参加を通じて、障がい児が社会の一員として能力を最大限に發揮し、生きがいのある生活を送ることができるよう支援する取り組みを進めるとともに、保健・医療、福祉、教育などの関係分野をはじめ、地域住民との連携を強化し、地域全体で障がい児の健やかな育成に取り組むこととしています。

①加古川市立こども療育センター（医療型児童発達支援センター）での取り組み

加古川市立こども療育センターでは、児童福祉法第43条第1項第2号で規定される「医療型児童発達支援センター」として、肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与をはじめ、集団生活への適応訓練などのサービスを提供する「児童発達支援事業」と、診療所において障がい児（肢体不自由児、知的障がい児、発達障がい児）に対する「診療・訓練」を提供しています。

このほか、通所を希望する親子や、発達にかたよりを持つ子どもと保護者を対象に次の事業を実施しています。

こども療育センターにおけるその他の事業の内容

事 業	内 容
すくすく	通所を希望する親子の準備期間として実施しています。 通所に向けて生活リズムを整え、母子で楽しく遊ぶ経験をしてもらうほか、 育児相談や家庭での悩みに応え、母子関係を深める取り組みを行っています。

おひさま 教室	発達にかたよりを持つ子ども（5歳児）と保護者を対象としたグループ支援を行っています。子どもグループでは友達とやりとりする楽しさを経験したり、聞く力や表現する力を高めるような活動を行い、親グループでは子どもへの関わり方を学び、保護者同士が気持ちを共有できる場としてグループ懇談を実施しています。
きらり	発達にかたよりを持つ子ども（保育所・幼稚園や福祉施設に在籍していない未就学児）を対象に、個別又はグループ支援を行っています。子どもグループでは他人に興味・関心を持ち、楽しんで保育に参加しながら基本的社会習慣の練習を行い、親グループでは、子どもへの関わり方を学び、育儿不安の減少を図っています。

また、兵庫県が実施している「障害児等療育支援事業」を受託し、在宅障がい児のライフステージに応じた地域での生活を支援するため、施設の有する機能を活用し、療育、相談体制の充実を図るとともに、各種サービスの提供の援助、調整等を行うなど、地域の在宅障がい児及び家族の福祉の向上を図る取り組みを行っています。

こども療育センターにおける地域での生活支援の取り組み

- ・加古川西市民病院「発達外来」への医師の派遣
- ・乳幼児発達相談への医師の派遣
- ・療育を行う保育所、幼稚園、小学校等の職員に対する、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士、保育士による技術指導の実施
- ・加古川養護学校療育相談
加古川養護学校の児童・生徒に対する学校生活が充実するような援助や、教諭との意見交換
- ・感覚・運動教室の実施
幼稚園の発達障がい児を担任している教諭等を対象に、身体の使い方や感覚面からの視点で子どもの行動を理解していく研修の実施
- ・教育委員会（小学校・幼稚園）、保育所との連携
必要に応じた文書の送付や訪問の実施

今後、当センターでは、平成27年4月から保育所等訪問支援事業と障害児相談支援事業を実施し、相談担当を配置して保護者の相談内容を整理したうえで、保健・福祉・教育などそれに適した相談窓口との連携を図っていくこととしています。

また、関係施設との連携を進め、地域療育の専門機関として専門的な知識や技術を生かし、障がいの軽減を図り、子どもが持つ「育つ力」を育み健やかな成長を促すことはもちろん、障がい児が社会の一員として地域社会で日常生活を送れるよう、障がい児やその保護者に対する支援のさらなる充実に努めていきます。

②保育所での取り組み

公立保育所においては、障がい児の受入れに対して職員を加配し、特別な支援を必要とする子どもの受入れ体制を整備しています。

また、市内の認可法人保育所に対しては、心身に障がいを有する子どもを入所させ、一般健常児とともに集団保育するための経費の一部を補助として交付しています。

認可法人保育所への障がい児保育の実施に係る補助

○重度障がい児（身体障害者手帳 1～4 級、療育手帳 A、B(1)判定 等）

1人 72,000 円/月

○軽度障がい児（身体障害者手帳 5・6 級、療育手帳 B(2)判定、発達障がい児 等）

1人 25,000 円/月

今後もこども療育センターとの連携を密にしながら、特別な支援を要する子どもへの支援体制の整備に取り組んでいきます。

③幼稚園での取り組み

公立幼稚園においては、必要に応じて特別支援ルームを設置し、認知面や行動面で困難を抱える子どもなど、障がいや発達に課題がある子どもに対して、一人一人の教育的ニーズを把握し適切な教育活動を行うとともに、各園の特別支援教育コーディネーターを中心に、園内の全教員の共通理解の下で特別支援教育の推進に努めています。

特別支援教育の実施にあたっては、兵庫県立特別支援教育センターが開催する「特別支援教育コーディネーター研修」への参加を通して、教員の資質向上に努めているところです。

幼稚園におけるその他の取り組み

- ・入級指導や5歳児を対象とした夏季就学相談の開催など、保護者に対するきめ細やかな支援
- ・こども療育センターとの連携や、幼・小・中連絡会における情報交換などを通した、小学校への円滑な進級のための連携

今後も研修等を通じて教員の資質や専門性の向上を図るとともに、関係機関との連携を密にし、特別支援教育の充実に努めています。

④学校教育

学齢期においては、特別支援コーディネーターを中心とした校内支援体制の充実を図っており、個別の支援に対応していくため、スクールアシスタントを全小学校に、補助指導員（介助員）を必要に応じて配置し、障がいのある子ども一人一人に対して、教育支援計画やサポートファイル等を活用し、子どもの自立や社会参加を目指した支援を推進しています。

このほか、子ども及び保護者への支援として、次のような取り組みを行っているところです。

学校教育におけるその他の取り組み

- ・ブロック別交流学習会や合同なかよし会等を通した、子ども同士の相互理解を深め、豊かな人間性を育む取り組み
- ・公民館等を拠点とする障がい児（者）家庭教育学級が円滑に実施できるよう、学級の運営等についての助言
- ・心身に障がいのある子どもの保護者等に対して、言葉や発達の悩み等について電話や来所による相談に応じ、教育相談及び指導助言や、障がいの軽減、克服、発達、自立への支援を行う心身障害児教育相談の実施
- ・特別支援学校での特別支援教育に関する更なる専門性の向上や、地域のセンター的機能を果たす取り組み

⑤自立支援医療、障害児通所給付費、障害児相談支援等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」といいます。）に基づく「自立支援給付（自立支援医療）」として、「自立支援医療（育成医療）」を実施するほか、同法に基づく障害福祉サービスとして、居宅介護や短期入所などのサービス利用が可能であり、その利用に対して介護給付費の支給を行っています。

また、児童福祉法に基づく「障害児通所支援」の利用に対して、障害児通所給付費の支給を行っています。

現在は、障害児通所支援又は障害福祉サービスを利用する全ての対象児に対して、その心身の状況や置かれている環境、サービス等の利用に関する意向その他の事情等を勘案し、必要なサービスを個別に決定していくため、相談支援体制（障害児相談支援・計画相談支援）の拡充に取り組んでいるところです。

障がい者総合支援法及び児童福祉法に基づく給付

事 業	内 容
自立支援医療（育成医療）の実施	満18歳未満の児童で、身体上の障がいを有する児童や、現在患っている疾患を放置することにより将来において障がいを残すと認められる児童を対象として、確実な治療の効果が期待できる医療費の給付を行う「自立支援医療（育成医療）」を実施しています。
障害児通所給付費の支給	学校の授業終了後や休業日に、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流の促進などの支援を行う「放課後等デイサービス」や、未就学の障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う「児童発達支援」、保育所等に通う障がい児に対し、その施設を訪問し集団生活への適応のための専門的支援を行う「保育所等訪問支援」など、児童福祉法に基づく「障害児通所支援」の利用に対して、障害児通所給付費の支給を行っています。

介護給付費の支給	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスとして、居宅介護や短期入所などのサービス利用が可能であり、その利用に対して介護給付費の支給を行っています。
----------	---

⑥兵庫県での取り組み

兵庫県では、発達障がい児の早期発見や支援体制の強化を目的として、平成24年7月に診断・診療機能と療育機能を併せ持つ兵庫県立こども発達支援センターを設置し、市町を通じて申込みされた、発達・情緒・行動面の問題において様々な課題を抱えている子どもに対し、医師や心理士、言語聴覚士、作業療法士、保育士、看護師、保健師が関わり、診断・診療や個別の支援計画に基づく療育を行っています。また、市町の療育機関づくりへの支援や、関係職員等に対する支援スキル向上の研修の実施を通じて地域の療育体制づくりを支援するとともに、地域の関係各機関と連携し、継続支援につなげる取り組みを進めています。

また、ひょうご発達障害者支援センターを社会福祉法人への事業委託により実施し、専属スタッフの配属により、家族や関係施設・関係機関からの相談に応じ、必要な助言等を行うほか、専門的な支援が必要な事例への対応や、関係施設及び機関との連携により、地域における支援体制の総合的な整備に向けた取り組みを進めています。

⑦本市の障がい児施策や兵庫県での取り組みとの連携

本計画に基づき、子ども・子育て支援施策を展開していくにあたっては、「加古川市障害者福祉長期計画」の理念の下、教育・保育・療育などそれぞれの分野で取り組みを進める関係各課が連携に努め、さらなる充実を図るとともに、兵庫県が設置する支援機関が行う障がい児への専門的な支援との連携や情報共有を図りながら、本市の障がい児施策の充実を図っていきます。

9. 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

少子高齢化や団塊世代の大量退職などによる生産労働人口の減少に伴い、男性を中心とした企業組織の構築・運営が厳しい状況となるなど、人材不足等の問題が顕在化する中で、女性の社会進出や積極的な登用など、女性に対する活躍の期待が高まっています。

一方で、女性の社会進出の機会が増え、それに伴い共働き世帯が増加する状況にあっては、男女ともに一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭においても、子育てに喜びや幸せを感じることができるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を社会全体で推進していくことが今後ますます重要となっています。

特に、子育て期の共働き家庭に対しては、働きながら子育てを行う中であっても、親が子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じ、子どもの健やかな育ちを実現できるよう、乳児保育や延長保育といった保育施策の充実だけではなく、多様な価値観や生き方、ライフスタイルを受容できる職場づくりや、男性の長時間労働の抑制、育児休業・短時間勤務制度の確保・充実など、雇用の場においても支援体制を構築することが必要不可欠です。

（1）本市での取り組み

本市では、平成23年に「加古川市男女共同参画行動計画」を策定し、「男女が仕事を家庭もともに担う社会づくり」を基本目標に掲げ、国や県の関係機関と連携しながら、男女共同参画センターを中心に「男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の理解と普及の促進に向けた取り組みを進めています。

加古川市男女共同参画行動計画に基づく主な取り組み

- ・ワーク・ライフ・バランスに関する講座の開催
- ・情報誌やホームページ、フェイスブックなど様々なツールを活用した情報発信
- ・社会保険労務士による労働相談の実施
- ・子育てと仕事の両立や再就職に向けたチャレンジ相談の実施
- ・父親講座の開催
- ・事業主に対する一般事業主行動計画の策定への周知・啓発
- ・中小企業育児休業・介護休業代替要員確保支援助成金や中小企業育児・介護等離職者雇用助成金、相談窓口等の情報提供及び利用促進の啓発

計画に基づく関係各課の取り組みの推進にあたっては、府内で組織する「加古川市男女共同参画推進本部」を設置し、毎年度の取組状況の進行管理を行うとともに、計画的な推進に向けた情報共有及び相互の連絡調整を行っています。

また、学識経験者や関係団体の代表者等で構成する「加古川市男女共同参画社会づくり懇話会」を定期的に開催し、施策を推進するための提言や助言を求め、取り組みの充実や新しい施策の立案など、その充実を図っています。

今後も引き続き、「加古川市男女共同参画行動計画」の下で、国や県などの関係機関や企業等との連携を図り、育児・介護休業法などワーク・ライフ・バランスに関する情報の収集やその提供に努めるとともに、社会全体への理解と普及に向けた啓発に取り組んでいくこととしています。

(2) 兵庫県での取り組み

兵庫県では、ワーク・ライフ・バランスの取り組みを全県的に推進する拠点として「ひょうご仕事と生活センター」を平成21年に開設し、ワーク・ライフ・バランスに関する各種情報を集約したポータルサイトの運営や先進企業の表彰を行う「普及啓発・情報発信事業」をはじめ、経営者協会と連携したセミナーやキーパーソン養成講座などを実施する「研修企画事業」や、育児・介護等の理由により離職した人の再就職を促進するために当該離職者を雇用した事業主への「中小企業育児・介護等離職者雇用助成」を行う「実践支援事業」などを展開しています。

(3) 加古川市男女共同参画行動計画との連携

新制度の施行にあたっては、子育て家庭における仕事と生活の調和を図るための様々な取り組みを推進する「加古川市男女共同参画行動計画」と連携を図りながら、保育施策の充実など子育てをしながら安心して働くことのできる環境の整備を図っていきます。

第4章 計画の推進に向けて

1. 計画及び子ども・子育て支援施策の推進体制の充実

新制度の施行にあたっては、本計画に基づく「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の「量の確保」と「質の向上」に向けた取り組みを着実に進めるとともに、各事業での取り組みを進める担当部署が横断的に連携しながら、多種多様な子育て家庭のニーズに対応するための体制整備を図ることが重要です。

このため、本計画に基づく取り組みの推進や、新たな子育て支援施策の立案、今後のさらなる少子化等の課題への対応など、本市における子ども・子育て支援を総合的に推進する体制を整備するため、新たに「こども部」を創設します。

2. 計画の達成状況や点検・評価

本計画に基づく子ども・子育て支援施策を、地域の実情に合わせ、計画的かつ円滑に進めていくためには、行政だけではなく、子育て家庭、地域住民、各種団体、学校など、地域社会全体で協働し、推進していくことが必要不可欠です。

本市では、子育て当事者の意見や地域の実情を踏まえ、計画の策定や子ども・子育て支援施策の推進を行うことを目的として、子どもの保護者、事業主・労働者の代表者、子ども・子育て支援事業の従事者、学識経験者、関係団体の代表者などで構成する「加古川市子ども・子育て会議」を設置し、様々なご意見・ご提言をいただいているます。

計画策定後も、同会議において、子育て支援施策の達成状況の点検や評価を行うとともに、庁内で組織する実務担当者会議等で見直しを図るなど、継続的な点検・評価・見直し（PDCAサイクル）の体制を構築し、取り組みを進めていきます。

3. 計画の見直しについて

計画期間中、子ども・子育て支援給付に係る支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、本計画に定める量の見込みと大きく乖離する場合などにおいては、適切な基盤整備や事業の実施を行うため、計画期間の中間年を目安として、必要に応じて本計画の見直しを行うことを検討します。